
令和4年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

令和4年12月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和4年12月7日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問
1. 大庭 澄人 議員
 2. 庭田 英明 議員
 3. 河村 隆行 議員
 4. 中田 元 議員
 5. 藤升 正夫 議員
 6. 河村由美子 議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 大庭 澄人 議員
 2. 庭田 英明 議員
 3. 河村 隆行 議員
 4. 中田 元 議員
 5. 藤升 正夫 議員
 6. 河村由美子 議員

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君 | 2番 村上 定陽君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 河村由美子君 | 6番 松蔭 茂君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 藤升 正夫君 | 10番 中田 元君 |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君
出納室長	……………	村上 恵君			

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ちょっと早いですが、ただいまの出席議員数は12人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 改めまして、おはようございます。今日は、介護の問題ということで1件だけ通告しております。よろしくお願いします。

今、介護の社会で数々の問題があり、これを放置できない状態になっております。主にお年寄りの介護で老老介護ということは以前から問題になっておりましたが、今や当たり前になり、社会全体で老人の数がますます多くなってきております。

今後は、3人に1人が要介護者になってくると言われ、町内でも元気な方もおられますが、多くの方が病院に通ったり、養生をしておられますが、これ以上症状が進まないよう、また、ならないようにすることも大事ですが、今後ますますこれらの人と共存していかなければならず、目を背けることはできません。いずれ、皆その一員になるのですから。

そこで、介護する人とされる人に分かれ、問題なのはする人が特に少なく、むしろいないとい

うことで、この現実に今後どう対応すべきか、悩ましいところではありますが、避けて通れない面でもあります。特にヘルパーになり手がなく、募集しても応募者がなく、制度そのものが怪しくなっておりますが、そうも言っておられず、町でも何か待遇面で大幅に改善できないか伺います。

また、何が問題で応募者がいないのか、その辺も分析していると思いますが、併せて伺います。

また、社協全体でも人員不足が起こっており、併せて対策をお伺いします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日もどうかよろしく願いいたします。

大庭議員の介護問題、この通告に対して御答弁申し上げたいと思います。

まず、待遇面で大幅に改善できないかという御質問についてでございます。

社会福祉協議会職員の方の処遇改善につきましては、国より介護職員の処遇改善の実施について指示がありまして、対応しているところでございます。

また、給料につきましては、資格の有無により額が変動することから、毎年資格取得に向け受験し、スキルアップに取り組んでおります。

次に、何が問題なのか分析していると思うが、という御質問についてでございます。

訪問介護員、いわゆるホームヘルパーでございますが、この方々は資格の必要な職種でございます。介護福祉士、実務者研修、介護職員初任者研修といった特定の資格を要することとなります。そういった資格取得の際、時間的・金銭的な負担や、実際の現場における身体的な負担といったものにより、人が集まりにくい職種であるように認識をしております。

次に、社会福祉協議会全体でも人員不足が起こっているという御質問についてでございます。

今年度、吉賀町では、吉賀町社会福祉協議会の実施いたします介護職員初任者研修におきまして、吉賀町内の方の受講料について、負担金を無料とする取り組みを行いまして、その結果、吉賀町在住の方については10名、内訳といたしまして現職での未取得者が6名、その他の介護職希望者4名の方が受講いたしました。課程を修了しているところでございます。

また、該当の資格を有している場合、キャリアアップのための介護福祉士、実務者研修において、一部の過程が免除となることにより、時間的・金銭的な負担が抑えられるものとなります。

該当の研修は、サービス提供事業者であります吉賀町社会福祉協議会が実施主体となります。費用対効果の面より一定数の受講者を確保する必要がありますため、毎年実施するのは困難でございますが、定期的を開催することにより、介護人材の確保に努めていく方針でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、介護職員の給与等を、国が制定して、それに従って吉賀町も行っているという旨のことを言われましたが、ただ、国だけで任せているということにも、今い

かなくなってきていると思います。

というのも、吉賀町も以前はヘルパーですけど、昔は12人ぐらいおられたのに、現在は8名しかいないというこの現実があります。この8人で吉賀町全域を回っていなければならず、移動やその他いろんなことを含め、休みの方もおられ、8人で月曜から土曜までずっとやるというのは、大変厳しい現実があります。そこら辺をどういうふうに町は思っているのか。また、この8人しかいないという現状をどう捉えているのか、まずお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど御答弁させていただいたとおりでございますが、当然国のほうから、先ほど答弁させていただいたような、処遇改善は当然のことながら取り組んでいるところでございます。

ただ、今、8番議員が言われますように、その対策だけではなかなか、ままならないというのが現状だろうと思います。人数的なお話もございました。今、吉賀町が必要とするそうしたものに対して、何人の方が必要かということは、数字的なことは当然基準があると思いますし、当然社会福祉協議会のほうにおかれましても、そうしたことは当然念頭に置いて策を講じていただいているものというふうに理解をしているところでございます。

地元、いわゆる吉賀町、自治体としてどういうふうな認識かということでございますが、やはり必要な人的なものはしっかり確保していく、それから、確保していくためには、それなりの支援をさせていただきたいということは、前々から申し上げているとおりでございます。

そうした中でございますが、折しも六日市病院のこうした今問題があるという中で、介護職だけでなく、医療職もそうでございますが、こうした医療介護の従事者を確保していく対策を講じなければならないという中で、これまでありました人的な確保の、そうした取り組みの施策をいくらかリニューアルをさせていただいて、拡充をさせていただいて、今行っているところでございます。

これは、今から御紹介する内容は、議会の全員協議会でも随分前でございましたが、御説明もさせていただいておりますので、御承知のことかと思いますが、まず人材を確保する、それから、人材を確保できたその方たちが離職をしないための方策を講じると、こうしたスタンスで今、制度設計をしております。

それは何かといいますと、例規集の中にも入っておりますが、「吉賀町医療介護従事者確保支援補助金」でございます。メニューといたしましては4つございまして、一つは、まずは人材を確保するための奨学金事業を行うということ。町内の医療機関であったり、介護事業所、こちらの方で奨学金を制度化すれば、それに対して上乘せということで2万5,000円の準備をさせていただく。この財源については、100%吉賀町が準備をさせていただくということござい

ます。

あと、メニューは3つございます。一つは、従事者の資質向上を図って人材育成を推進する事業、これはいわゆる現におられる職員さんのスキルアップを図るという内容でございます。

それから、もう一つは人材確保を図るための求人募集、これも人を確保するための事業でございますが、例えば求人のポスターを作ったり、パンフレットを作ったり、こうした経費に充てるもの、これが必要であれば50%の援助をさせていただく。

更には、今度は、一旦業務についていただいている方の離職対策、離職をしていただかないための対策ということで、その準備があればその経費の50%を町が財源を補填していきましようということでございまして、今申し上げた4つのメニューがあるわけでございますが、新しい人材を求める、それから就職をしていただいた方についてはしっかりその職場で長きに渡って従事をしていただく。こうした制度設計をさせていただいて、4つありますが、最初に申し上げたひとつについては、これはいわゆる固定事業になりますので、そうした方がおられれば準備をしていく、残りの3点につきましてはその都度事情がございますので、その都度都度で事業所等とお話をさせていただきながら、必要な財源を町の予算の中で準備をさせていただくということでございます。

ですから、町のほうといたしましては、今8番議員からお話ございましたような内容を、重々承知もしておりますし認識もしておりますので、人材確保に向けて、現在ある制度を十分活用しながら、それからもう一つは事業所のほうにもそうしたことをしっかり周知しながら人材の確保について努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 日本全体で言えることですが、特に吉賀町でも人口が減ってきており、介護に就こうというそういう人もなかなかおられないという現実があります。これは大きな問題であり、そこをどうするかということも大変重要な課題であります。

今、いろんなことをリニューアルして、対策を打つということでしたけど、現におられる職員の待遇面を大幅にアップするというような内容をちょっと言われたんですけど、そこら辺のことを詳しく、もしできればお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 待遇面、いろいろな見方があろうかと思いますが、当然そこには財源も必要になっていくということもございますので、ここはやはり事業所の皆さんといろいろな役場担当課のほうで意見交換もしながら、必要な対策があるのであれば、そのように対処していかなければならないかと思えます。

それから待遇面といいますか、もう一つは、今はこうした介護職場、医療職場だけではなくし

て、一般的に、世間一般に働き方改革ということも言われている、叫ばれている時代でもございますので、そうしたことも加味しながら、現に今頑張っておられる方が、その職場で長きにわたって働き続けられるような、そうしたことをやはりいろいろな様々なところから切り口で待遇改善、処遇改善していく必要があろうかというふうに考えるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 具体的にということをお聞きしたかったんですけど、いろいろあるかと思えます。

そこで、先ほど町長も申しておられましたけど、六日市病院の問題があり、六日市病院が病棟なんかも閉鎖していく中で、ますます自宅に戻り、自宅で養生するという方が増えると思ひ、また、老人の方も増えてきており、その辺でますます介護職の重要性、必要性、その辺は高まってくると思ひます。

その辺も当然考えておられると思ひますが、今後、先ほどもおっしゃいましたが、吉賀町も人手不足ということで、人員がないということは現実でありますし、その辺のことをどうするか、また、やむを得ず外国の方を頼りにして、今後はそういった人も研修等を受け、やる必要があろうかと思ひますが、その辺についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お話がありましたように、六日市病院の問題が、今、本当に重要な時期を迎えております。議会でもお話をさせていただいておりますが、やはり経営の改善という中にあって、ダウンサイジングというのは避けて通れない状況だと思ひます。そうしたことも関連いたしますが、やはり在宅で生活をされる、在宅での生活を望まれる方というのは、ニーズ調査等をして非常に多いわけでございます。

そういたしますと、必然的に、今、議員のほうからお話があったように、いかにして在宅であるいは地域で、よりよい生活をしていくかということになれば、当然のことながらヘルパーの方であったり、介護職の方の支援が必要になるということは、それだけのマンパワーが必要になるということでございますので、需要が高まってくる、ニーズが高まってくるというのは、当然見てとれるわけでございます。

ですから、行政といたしましても、社会福祉協議会等と非常に密接な関係を保ちながら、そうした状況の中でどのように対応していくかということをやはり考えていかなければいけないと、今までにも増して考えていかなければならないというふうに考えております。

人材の不足、従業員の不足というのは、医療・介護に限らず全産業で、今、吉賀町、それから日本全国で現れている現状でございますが、そうした中にあって、吉賀町の今特徴といたしましては、お話にありました外国人の方のことがございます。

今、コロナの関係で200人を割って170人台ぐらいまで恐らく在住しておられる方は減少しているんだろうと思いますが、そのまた維持であったり、一番多いときは230人ぐらいの方が在住しておられて、人口比率も3.5%ぐらいまであったわけでございますので、そうした方のことはやはり考えていかなきゃなりませんし、そうした方がこの吉賀町内で生活できる、働き続けられるような環境整備にもやはり取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

いろいろな働き方がございますので、どうした方法がいいのか、どういった方法で、すべて人材を求めていく、確保していくかということがあるろうかと思いますが、その一つの選択肢、方法として考えられるのは、まだ吉賀町では形にはなっておりませんが、法律ができました特定協同組合ですか、いわゆるマルチワーカーといわれておりますけど、そうした法律もでき、島根県内でも至るところでそうした組合ができております。

1日の中で一定の時間はAという仕事をする。それから、その後の一定の時間はBという仕事をする。いろいろな業種・業態に就いていただいて、それをまた一つの働き方として、また、そこにはやはり一定の処遇の保障であったり、年金等も必要になろうかという、こうしたつくりを法案で定めたものがあるわけでございますので、そうしたことも今から考えながら、できればそうしたものが、器が吉賀町でできれば、いろいろな職場、いろいろな業態の企業さんのところへ様々な皆さんが派遣をできるということもやはり考えることができると思いますので、一つのことに限定せずに、あらゆる角度からそうした人材不足、特に8番議員のほうからは介護のお話でございましたが、そうしたことも含めて、これから考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、マルチワーカーということでもちょっとお話ありましたけど、介護職の問題にもいろいろありまして、特にヘルパーさんが自宅とかそういうところに派遣して来ていただくのに、その中でもいろんな仕事があると思うんです。入浴介助とか食事とか、そういう面で、入浴とか食事とか含めてやるんですけど、食事だけという人もおられると思います。そこら辺で、特にヘルパーさんが、この家は食事だけのお世話をするんだから、そういった資格を持っていなくてもできるということが考えられます。

そこら辺で、できればそういった軽いと言っちゃ悪いんですけど、そういった仕事に対して対応できる人と、また、入浴とかいろいろな複雑な介助が必要な家もあろう、その辺を分けて介護に行くという、そういうことも今後は考えていかなければならないと思います。

今、ヘルパー、特に思うんですけど、大変な状況にあります。私の家にもヘルパーさんが来ていただいておりますが、とにかく忙しい、やれないというそういった要望にもなかなか十分にで

きないということがあります。そこら辺も町も把握しているとは思いますが、もっと必死というか、本当にそういった介護の世界では、今大変なことになっている、今後ますますなるだろう、そういうこと考えて対応を、町ももっと本腰を入れて対応すべきと思います。その辺のことをいま一度町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 具体的なお話がありました。当然訪問されて、そちらの御自宅等で入浴であったり食事のお世話をされるということになろうかと思えます。それを、業務を少し限定をしてといいますか、切り分けをしてというお話だろうと思いますが、私は制度の具体のところまで承知しておりませんので、あまり詳細なことは答弁できませんけど、いずれにしても一つの制度の中でやるサービスでございますから、そうした今御提案のあった内容が、現場として、あるいは組織としてできるものかどうかというところから、まずお話をしていかなければならないかというふうに思っております。

ですから、今お話にあったような内容で、少しこのサービス内容を限定をして、切り分けをして、そうすると幾らか必要となる資格がなくてもサービスの提供ができるのではないかというような恐らくお話だろうと思いますが、そうしたことが制度的にできるかどうかということ、まず私今承知しておりませんので、あまり曖昧な答弁は控えたいと思えますけど、そうした声があるということ、それから、サービスを提供される資格者の方にとっては非常に激務といいますか、そうした業務であるということ、人材が不足しているということ、そうしたことも含めて、また担当課のほうあるいは社会福祉協議会のほうと情報交換をさせていただいて、今御提案のあった内容あるいはお話にあった内容については、それぞれの立場で突き合わせをさせていただくというような作業をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 介護職員が不足するという大きな要因として考えるのは、やっぱり待遇面であると思えます。ヘルパーさんにしても時間給が多分、定かではありませんけど1,000円ぐらいではないかと思えます。そういった待遇でヘルパーが務まるのかということをよくよく考え、待遇ということも大きく左右するので、やっぱり今厳しい社会で、ますますそういう面を充実していくこと、これは大変重要なことであり、避けては通れなく、また、やらなければならないと思っております。この辺を特に肝に銘じて、町の行政もやっていただきたいと思えます。

以上のことを申しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、8番、大庭議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前9時29分休憩

午前9時36分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

2番目の通告者、11番、庭田議員の発言を許します。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） おはようございます。3点、通告してありますので、よろしくお願ひします。

まず最初に、町独自の農業政策をとということであります。毎回毎回、同じような質問をするわけですけど、私は百姓でありますし、専門とは言いませんけど農業をどうしようかということ、議会にも出させてもらいましたので、毎回毎回、同じような質問になるかも分かりませんが、この吉賀町の農業政策がきっちりしたものになるまでは、こうやって質問を続けていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

先般も私のところに、今まで預かっていた農地を返したいという方の相談がありました。私は農業委員ではありませんので、いろいろな知り合いのところにどうだろうかという相談をしましたが、結局、受け手がなくて役場のほうにお返しをしました。今、吉賀町の、これは全般に言えることだと思うんですけど、農業の現状というのは、一時、法人なり集落営農なり、集積した土地を手放す時代に入ってきているような気がしますし、実際、そういう話は多々聞くところがあります。

日本全体でいっても、耕作放棄地は、これは少し古い資料ですけど、富山県の面積43万ヘクタールぐらいの耕作放棄地があります。その中で、後継者の不在というのは70%、20歳以下の就農は1%だそうであります。

この数字から見ても、農業の将来的な展望というのはなかなか描き切れないというところありますので、しかし、当町にとりましても農業というのは基幹産業であります。これが衰退するということは、地域が寂れ、結局、町も衰退をしていくということですので、どうにかしてこの耕地を守り農業を守って、少しでも人口の減少を少なくしていくという政策を取らないと、消滅する自治体になってしまうわけでありますので、少しここの辺のところはギアを入れ替えて、農業政策、いろいろな問題があつて、病院の問題もありますし、いろいろな問題が山積し、町長2期目の今、本当に頭の痛いところだと思うんですけど、何といたしても、町民の生活できる基礎のところはきちっと押さえておかないと、それが行政の仕事だと思ひますので、農業政策ということでお聞きをしたいと思ひます。

町に限っていいますと、町の農業をどうするかというときに、まず第一は後継者を育成して農地を守っていくということが一つと、もう一つは、企業の参入を促すというこの2つしか、今、

私の頭の中には描くことができないわけでありますので、このことについてお聞きをしたいと思
います。

まず、後継者の育成ですけど、合併からと思うんですけど、読売新聞が「未来を耕す」という
特集を組んでいまして、その中で、有機農業のことで当町が紹介されとるわけですけど、15年
間で移住者が283人、その中で有機農業に就いた人が30人だそうであります。それは統計と
して、数字として出ているわけですので、それはそれとして、やはり後継者の育成というときに、
今、農業をされている方の後継者を育成するのか、あるいはIターンなりUターンなり、または
協力隊を呼び込んで就農してもらうのかという2つの方法があると思うんですけど、まず、どち
らにしましても、住宅あるいは再生産のできる設備の支援等というのが非常に大事になってくる
んだらうと思っております。

今、年末ですので、黒豆が大変需要が多くなっています。先般も10キロほどどうにかならん
だらうかという相談も受けたわけですけど、結局、高齢化ということもありますけど、収穫して
脱穀する機械がない、だからやめるという方も多いわけです。こういうところにもうちよつきめ
細かく支援をしていく、いろんな方法があると思っておりますけど、ただ金を出すだけじゃなくて、い
ろいろな団体なり法人になり、町と一緒にやって支援をしていくということも大事なんじゃない
かと思っております。

まずその辺のところで、町全体としての農業支援といえますか、農業を継続していくための計
画なりを、出ているんでしょうけど、もう一度、こういう農業を目指すんだということをお聞き
しておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庭田議員の1点目、町独自の農業政策ということでお答えを
したいと思えますが、まずお答えをさせていただきたいのは、今回の通告では全般的なこととい
うより、4つのことに限定をしての通告でございましたので、答弁についてはそこのところを準
備をさせていただいております。

全般的な農業政策のところということで申し上げますと、今年度のことにつきましては、3月
の定例会のところで私のほうから発表させていただきました施政方針にある農業政策、これが全
てでございます。事細かには、今、手持ちの施政方針がございませんので申し上げることはでき
ませんが、やはり今年度、新しい農業振興計画を立てるということにしております、これも今
着実に進捗をしております。こうしたことを実行しながら、計画を策定しながら、これに向けて
今度はまさにプランを動かしていくと、こういうことにならうかと思えます。

それから、大きな今年度の特徴といたしましては、国が大きくかじを取ったように、吉賀町自
体も有機農業に向けて大きなかじを取ったということでございます。確かに、国のほうで新たな

食料システムという御旗を掲げまして、それについての交付金もございますので、当然それは活用させていただきながら、当座のところ、向こう3年間でまずは頑張っていこうと。向こう3年間で頑張っていこうということは、4年度以降もそれが脈々と継続できるようなことをしていこうというその助走をまずこの3年間でやろうと、その基盤をつくろうということです。

それ以外に、これは農業だけじゃなくして、農林業、商工業もそうなんです、新しいメニューもたくさん準備をさせていただきました。農業政策についても同様でございます。そうしたことをしながら、これまである事業は継続をさせていただく、これまでの事業でリニューアルする必要があるものについては、その事業についてのリニューアルもさせていただく、新しいものが需要であれば、その新しいものをつくっていく、そうした中で、農業をはじめ全産業についてのやはり活力を与えていくというのが、今回の3月で発表させていただいた施政方針の特徴ではないかというふうに考えておりますので、とりわけ農業政策につきましても、そうしたスタンスで取り組んでいきたいなというふうに思っております。

そうした中で、先ほど議員のほうからお話がありました今回通告のありました4点でいいますと、担い手であったりIターンのお話がありましたので、そこをまず答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、担い手の育成についてでございます。

農業を取り巻く情勢につきましては、議員御指摘のとおりでございます、農業従事者の減少、高齢化や担い手不足により大変厳しい状況になってきております。吉賀町におきましても、農林業センサスによると、町内の農家数はここ10年で250戸減少してございまして、基幹的農業従事者の88%が65歳以上となっております。

担い手の育成について、総合的な計画としましては、第2期吉賀町総合戦略にKPIとして、これは目指すべき目標数値であります、目標設定をしております、認定農業者数を令和2年度末時点での27経営体から、令和8年度末時点では32経営体、それから、集落営農組織数を令和2年度末時点で12団体でございますが、これを令和8年度末で15団体にそれぞれ増やす計画としております。

現在、担い手の中心となる認定農業者は、集落営農の組織化や新規就農者からの移行などにより増加傾向にございます。地域を支える中核的担い手となる認定農業者等の経営安定や規模拡大に向けて、今後も支援が必要と考えております。

また、産業課で行ったアンケートでは、後継者不足の農家のほとんどが集落営農の組織化の必要性を認識しておられまして、個々で維持できないことは集落単位で農地を守る等の取り組みが必要であり、集落営農の組織化についても今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、Iターン、これはUIターンということで受け止めていただいてもいいかと思いますが、このことについてでございます。

ここ10年間で移住者の2割に当たる44名が農業従事者となっております。このうちのほとんどがIターンでの移住となっております。移住者の多くは、自然豊かな環境に憧れ、農業を営みながらほかの仕事にも携わり、生活に必要な所得を確保する、いわゆる半農半Xを就農のスタイルとしておりまして、そこから専業農家になれる方もいらっしゃるわけでございます。

農業の高齢化や担い手が不足する中、どうしてもUIターンの就農希望者に頼らざるを得ない状況になっておりまして、町では令和3年度から独自の取り組みとして、産業体験制度への上乗せ助成や単独の1年間の研修制度を創設して、就農支援をしているところでございます。今後におきましても、研修制度を充実させるとともに、就農初期の経営安定のための農地や住宅環境、技術指導等を行いながら、就農パッケージを提案して、就農のイメージが分かりやすくなるようにPRし、目的を持った受け入れをしていきたいと考えております。

具体的方策として、農機具の提供のお話もございました、そうしたことをしておられる団体もあつたり、そうした農業団体もあるようでございますので、やはりそうした方がこの地で就農していただく、農業に携わっていただくような形を、これはUIターンに限らずでございますが、全農業者の方がそうした恩恵に預かれる方策ができるのであれば、そういったことについても勉強していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） UIターンの話が出ましたけど、私がここで一番危惧するのは、町のほうに受入れのやはり明確な目的、目標を持たなければ、3年たった後、1年たった後に、また次のメンバーに変わっていく、結局、定住もできませんし、生活もできないということになりますので、そのところは、受け入れのときにきちっとした町の農業政策に合う、またはほかのことでもよろしいんですけど、合う人材を、なかなか難しいかも分かりませんが、やっていく、人材と町の何を求めるかという目標をきちっと持つべきだと思います。

何回も紹介しますが、海士町の崎みかんという、昭和30年頃、十数軒で10ヘクタールのミカンを栽培しておったところが、結局、産地間の競争に負けまして、一時途絶えたわけですけど、ここは最北端のミカンで、大変味が濃いということで、海士町は「崎みかん再生プロジェクト」というのを立ち上げて、Iターンを受け入れて、今、4ヘクタールで昨年は6トンの収穫があつたということが出ています。

そのほかに、2人の方のIターンの方が、今、ここの耕作をしているわけですけど、それに加えて、そのミカンを利用したジャム作り、あるいはカフェ、パン等、こういうことをすると、必ず定住にも結びついてくるわけですので、その辺のところは町もはっきりとした目標を持ちなが

らやるべきだと思います。

前も紹介しましたが、蔵木地区で石州りんご、15軒の方が組合をつくって生産されていますけど、今もうほとんど花が咲くのを見たことがありませんので、絶えとるんだと思いますけど、やはり、こういうことも、大変酸っぱい旭とか、今では聞かないような品種のりんごだったんですけど、そういう酸っぱいりんごは、今、青りんごは大変加工品として栽培されています。こういうことをやると、6次産業化につながるわけですので、ぜひこういうこともひとつ考えていただきたい。水がないところでわざわざ、余計なことかも分かりませんが、田んぼをつくるよりは、こうやって果樹に転向する、しかも直売所なんかで一番人気があるのは、加工食品なり肉類なり、魚介類なわけです。そうすると、ふるさと納税にもつながってきますので、この辺のところは、ぜひ戦略を持った農業政策というのを考えていくべきだと思っております。

それと、今、少し聞かなくなりましたが、一時、ブランド化ということでいろいろなキャッチフレーズも考え、動きがありましたけど、それで終わっているような気がします。このブランド化というのは、大変こういう小さい、耕作面積が小さくて、吉賀町で大規模といっても、とてもじゃないけど全部を寄せても大規模な経営にはならんわけですので、やはり市場流通、同規格、低価格、同品種で競争するよりは、市場外流通で差別化をして、少量多品目、これをするによって多くの方が農業に関わることによって、地域も維持できるし、これがまた生きがいになって、特に少量多品目でありますと、お年寄りにも就農できるわけですので、この辺のところは、生きがい、それが結局健康にもつながってくるということも証明されていますので、機械を買って規模を拡大するよりは、町としたら認証制度をきちっとして、最終的には味と安全でブランド化するというのを、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それには、やはり直売所、道の駅の支援の充実も必要になってきますので、この辺のところも併せて取り組むべきだと思います。そのお考えはまとめてお聞きしたいと思います。

それと、企業の参入、後継者の育成と併せて、私は企業の参入ということも、将来を見据えたらこれは進めていかなければならないことだと思っております。

よしかファームが今トマトを作っていますけど、一番最初に言われたのが、やはり源流の町で水がきれいだということのを売りにしたいということでした。今、消費者が求めているものは、やはりそういうことなんです。ブランド化というのもそういうことだと思います。源流の町、水ということをもう少し生かす必要がある。それを売りにする企業の参入を促していくということは、これは雇用にもつながりますし、町のPRにもつながってくるわけですので、少しこの辺のところも力を入れるべきだと思っております。

伊藤園が、各地、今、耕作放棄地の2,200ヘクタールで伊藤園がお茶を作っています。それは、結局、土木会社と提携してお茶を作るとのわけです。なぜ土木会社かといいますと、地方

の土木業者は春枯れとは言いませんけど、夏枯れ、いつとき3月から幾らか仕事が切れる時期があるわけです。その時期に、その従業員の皆さんでお茶を摘んでもらう、ましてや土木会社はいろいろな機械を持っていますので、その耕作放棄地の造園には、これはプロですのでたけておるわけです。だからそこをいい具合にマッチングさせて、伊藤園は2,200ヘクタールの茶畑を日本全国で運営しとるということが出ていました。

こういうことも一つの参考になると思いますし、毎回紹介しています兵庫県の養父市では、ナカバヤシとかアムナックとかクボタが、クボタはこのよしかファームと同じようにアイメック農法でトマトを作っています。今、14社の団体がここに、ここは中山間地農業改革特区を取っていますので、非常に企業も入りやすいわけであります。14社が参入しているそうであります。こうなりますと、1社は少しの土地かも分かりませんが、雇用が生まれ耕作放棄地がなくなって、町も活気づくわけです。そういう力もぜひ活用すべきだと思いますし、新潟市では、ローソンと提携して「ローソンファーム新潟」というのをつくっています。コシヒカリを生産して、それをおにぎりにしてローソンで売っているわけです。

そういう事例はたくさんありますので、ぜひアンテナを張って、せっかくきれいな水と空気と恵まれた寒暖差の大きい気候があるわけですので、味のいいものは必ずできます。ぜひ、そういうところにもアンテナを張って、一つの方法として、農業で土地を維持し集落を守っていくという、最終的には町の活性化にもつながるわけですので、その辺のところを少し力を入れるべきだと思いますけど、どのようなお考えか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ブランド化の充実と企業の参入ということでの御問合せでございます。

まず、ブランド化の充実のことでございます。議員のほうから、事細かに今御説明も含めていろいろなお話ございましたので、そのところの重複は極力避けたいと思いますけど、まず、吉賀町でブランド化を行いましたのは今から数年前に、まずはその柱となる形を、やはり目に見えるものをつくろうじゃないかということで、吉賀高校の生徒の皆さんに御協力していただいて、例の「水とすむまち吉賀町」のロゴとキャッチコピーをつくらせていただいたということで、おかげで町内外の業者のほうからそれを非常に使っていただいて、少しずつではございますが、目に触れる機会が多くなってきたなというふう考えております。

それから、当然、行政のほうといたしましても、あらゆる媒体ではロゴとかキャッチコピーを使わせていただいているということでございます。そこから始まりまして、地域商社事業との兼ね合いもございましたが、それをする中でいろんなブランド化を図ってきたということでございます。

まずは基幹産業であります農業で申し上げますと、まずお米のブランド化でございまして、た

くさんの生産者がおられるわけですが、これがなかなか一つのものにできないということも、もどかしさもございました。とは言いながら、町として一定の基準を定めて、町のいわゆる選抜の大会もし、そこで優秀な成績を収められたお米については、全国で行われる品評会にも出していただいて、これまですばらしい賞を受賞しておられます。

やはりそうしたところで受賞されますと、やはり米穀店であるとか首都圏の店舗のほうから引き合いがやっぱり間違いなくあるわけですが、お聞きしますと、今年もお米選手権でまた町内の農家の方が立派な賞を受賞されたということでございますので、また何かの機会でご報告もさせていただこうかと思いますが、まずは米でそうしたことの取り組みをさせていただいた。

それから野菜も、これは先ほども少し申し上げました有機の関係もございまして、特に今、取引があるのは広島廿日市の店舗様でございますが、そうしたところ、廿日市にも吉賀町のアンテナショップもございますが、そこを基幹にあらゆる店舗のほうへ展開をさせていただいておるといってございます。

私も先般、広島廿日市に公務出張へ出かけたときには、極力そうした店舗のほうにも出向いて、どういった状況かなということを見ておりますが、先般も行ったある店舗では、もうお昼の前の直前の段階では、もう品切れというような状態でもございました。非常に引き合いが多い、人気があるということはいずれにしても、ただ量が足りない、そうしたことがありますので、やっぱりまず現場を見て、ブランド化は進めていきますが、それをやっぱり長く続けていく、まだまだ魅力度を上げていくためには、いわゆる生産現場、担い手のところをしっかりと、生産者のところをてこ入れをしていかなければならないというのは強く感じたところでございます。

少量多品目のお話もございました。一方では、産地化とか団地化という手法もあるんだろうと思いますが、先ほど申し上げましたように、今年度、農業振興計画を新たにリニューアルいたしますので、つくりますので、そこで基本的なところをまず出てきたものを見て、これからのことを考えていかなければならないというふうに考えております。

企業参入のお話もございました。一つの事例としてよしかファームのお話、御紹介ございましたが、御案内のとおり平成28年に大阪の枚方のいわゆる製造業の企業様でございますが、御縁があつてこちらのほうへ、よしかファームという形で企業参入をしていただきました。

ここでは、アイメック農法でフルーツトマトを栽培しておられる。多分、11月からこの時期にかけては一番糖度が乗って、2桁の糖度になるんだろうと思います。ですから、その糖度が非常に高いということと、もう一つは、イメージとして源流とかすばらしい水で育てたトマトということで、伊勢丹が出荷先のようにございますが、非常に引き合いが多くて、こちらの工場のほうでは、会社さんのほうはもう一定の基準以上のものでないと店舗に出せません。ところが、伊勢丹のほうは、もうそれ以下でもいいから、我々もたまにあちらの店舗のほうで安く規格外の

ものを買いますが、そうしたものでもいいから伊勢丹の店舗のほうへ送っていただきたいと、このようなお話もあるそうなのですが、やはりそこは一つの本当、これこそブランド化であったり、やはり企業さんとしての心意気もあろうかと思いますが、そうしたもののところを非常に強く持っておられます。すばらしいトマトも作っておられますし、そうしたものを首都圏でも非常に知名度を上げているものでございますので、やはり農業参入、企業参入というのは非常に大事な部分だろうと思います。

町内でも、町内の建設業の方が異業種参入、果樹栽培ということでブルーベリーを栽培されて、いろいろな方の御縁でクラフトビールを造ったり、そうしたこともしておられて頑張っておられますので、やはりそうしたことを考えますと、ただ単に今ある農業だけをやはり伸ばしていくということもあるでしょうし、一方では異業種参入でほかの業種の方が農業に参入をしていただくということで、やっぱりいろんなことを考えていくことがこれからの方策だろうと思いますので、一つのこと限定せず、幅広に目を向けていくということが非常に大切ではないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先ほど米のブランド化が出ましたけど、今、家庭の主食の消費金額がパンが米を抜いて、普通の家庭で1か月、パンが3万円だそうです。米が2万円少々、麺が2万円というふうになっています。しかも、ウクライナの侵攻で穀物が急騰していますよね。穀物、肥料、いろいろな面で急騰しています。国も飼料作物のほうに少し転換をするような報道もされています。

吉賀町の米は大変味がいいわけですけど、果たして、それだけで今から競争ができるのかということとは危惧していますので、ぜひこの辺のところを少し力を入れていっていただきたいと思っています。

何せ、柿木が39.1%、これは集荷率ですけど、39.1%。六日市が42.7%です。農協にほとんど出荷されていなくて、相対で販売されとる、あるいは親類とかいろんなところにお配りしておるわけでしょうけど、そうやって米農家は本当、自分たちで努力しながら販売されとるわけですので、そこに町としての付加価値をつけてあげるといことは、これはぜひ大事なことだと思いますので、取り組むべきだと思います。

それと、これは質問じゃないんですけど、3番議員も出席されていましたが、ワサビ塾という六日市のワサビ組合が塾を開いています。今、各生産組合の活動が非常に停滞している、それは、やっぱり町がもう少し事務局なり何なりに入って、生産組合と一緒に将来図を描くぐらいのことを町がしないと、何もかも丸投げ、自立しなさいというのは、もう今の時代、少し無理ですので、その辺のところはぜひ力を入れるべきだと思っています。

次に移ります。

まちづくりは人づくりということで、これも私の持論なんですけど、今こうやって高齢化が進んで、人口が減少していく、だんだん共助ということに関心がなくなって、日々の生活にきゅうきゅうとしている時代ではないかと思っております。

その中で、やはり公民館あるいは行政が果たす役割というのは大変重要になってきていると考えております。ここに3つほど通告してあります。ようやく公民館の主事も2人体制になって、本格的な活動を始めるんだと思いますけど、全体像が見えてこない、勉強不足もあるんですけど、見えてこないところがあります。

私はこのところで、社会教育なり地域づくりなりということで2名の配置をされたわけですけど、本当にこれから住民と一緒にやって地域づくりをするために、この主事の皆さんがどのような権限を持って仕事をされるのか、どういう仕事をされるつもりなのかということをお聞きしておきたいと思えますし、町の行政改革も進めるべきだと思います。

企業は、BOPを作成して、機能の分散を国も自治体もですけど、企業も図っております。その中で、旧態依然として職員を全部庁舎に集めて仕事をするということは、本当に今の時代にマッチしたやり方なんだろうかということ私は常々思っているわけでありまして。例えば、今、地域振興室が六日市庁舎と柿木庁舎にはありますけど、だんだん運転もままならない方も増えてくる中で、もう少し職員が地域に出向いて、地域の実情を知って、それを行政に生かしていくというやり方がぜひ必要ではないかと思っております。

振興室ということがいいか悪いか分かりませんが、私はやはり今の蔵木なり七日市なり朝倉なりの公民館に、その地域の実情を知るという仕事と住民の皆さんの声を吸い上げるという仕事をするための職員はぜひ必要ではないかと思っておりますけど、その辺のところを町長の考えをお聞きしたいと思います。

取りあえず、その2点をお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、まちづくりは人づくりということについてお答えをしたいと思います。

何点か通告がございますが、まずは公民館主事の仕事、それから行政改革についてお答えをしたいと思います。

まず、公民館主事の仕事についてでございます。このことにつきましては、町の施行規則の中で、公民館事業はこういったものですよというようなたくさんのカテゴリーがございます、それを明記しておりますので、これについて公民館長あるいは公民館主事は教育委員会の所管の下で事業を進めていくと、こういうつくりになろうかと思えます。

一例を申し上げますと、生涯学習講座等を開催することであったり、それから、図書、記録、模型あるいは資料等を備えてその利用を図ったり、スポーツ、レクリエーション等に関する集会を開催したりと、それから、社会教育上必要な調査、研究をしたりと、こういったようなことが明記をしてありますので、こうした仕事について従事していくということになろうかと思えます。もちろん組織でございますので、公民館長の意を受けながら事務をつかさどっていくというものであるというふうに考えております。

特に、議員の言われましたまちづくりは人づくり、これは町の示す公民館を拠点とする地域づくり、人づくりに通じるものでございまして、これを進めるに当たっては、先ほど、幾つかの категорияがあるということで申し上げましたが、その中の一つに、各種の団体、機関等との連絡を図りその育成に努めるという業務がありまして、ちょうどそれが当たるのではないかというふうに理解をしております。

現在、5つの公民館全てで公民館主事2人体制が整いまして、公民館を拠点とする地域づくり、人づくりへの再スタートを切ったところでございます。町内それぞれの地域に目を向けますと、各種の団体や組織がございまして、変わらず継続しているもの、ますます盛んになっているもの、次第に衰退しているもの、新しく生まれようとしているもの、その状況は様々でございます。そういった中で、団体や組織の存続、それから立ち上げに関する支援、協力、いわゆる伴走者としての仕事は公民館主事の大事な業務だというふうに考えております。

しかしながら、地域によっては、その伴走相手となる地域づくりの主体がないという状況もあります。公民館では、その主体となる人づくりという働きかけを行っておりますが、伴走の主体となる地域自治組織であったり、あるいは地域運営組織、そのような存在を求めていくことも必要になろうかと考えております。

また、その上で団体や組織の連携に対して行っていく支援も大事な業務だというふうに理解をしているところでございます。

それから、2つ目の行政改革についてでございます。通告の中では、課と人の分散、集中させていく必要があるのだろうかというお問い合わせでございます。

まちづくりは、集中か、分散かの二者択一といった考えではなく、様々な手法の中から最適なものを選択すべきと考えております。集中・分散といいましても、その大部分を集中させ、一部分を分散する方法、逆に、その大部分を分散させて、一部を集中させる方法もあろうかと思えますし、一律に行うことは非常に難しいかなというふうに考えております。

行政運営におきましても、基本的には同様なものと考えておりまして、常に最適な課と人の配置を考えてまいりたいと思えます。一例ということで、地域振興室のことであったり、公民館との兼ね合いということで、そこへの人的な配置というお話であったらうかと思えますが、決して

それを否定するものではございません。それをすれば、おのずとそこにはやっぱりマンパワーが必要になります。そういたしますと、集中をある程度させております本庁分庁でのやはり機能を、これは最低限担保していかなければならないということでございますので、ほかの議員のほうからも今回はそうしたことについての、人的なことについての通告もあるようではありますが、改めてそこでも申し上げなければなりません、やはり限られた人員の中で、許される人員の中で、いかにより行政をつかさどっていくかということが非常に大事な部分でありますので、いわゆるメリハリをつけながら、施策も同じでございますが、施策にメリハリをつけるところにやはり人的なところを配置をしていく、こういったスタンスを考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） メリハリをつけるということで、ぜひ地域の実情を知り、声を身近で聞くということは非常に大切なことだと思いますので、その辺のところは、職員がするのか公民館がするのかという問題はありますけど、私は公民館は公民館、行政は行政できちっと住民の声を聞くということはやるべきだと思います。

地域再生推進法と行政の関わりということで通告してありますので、お聞きします。

今、六日市学園はどう運営していくかということで、推進法人の認定ということが出てくるわけですが、これは非常に、この推進法人になるためには、町のまちづくりの総合計画に沿った定款が必要になってくるわけでありまして。ということは、当然、町と推進法人、これからどれだけの公募をかけて、どれだけの応募があるか分かりませんが、そういう前提がある中での選定になるかと思っておりますけど、当然、そこで認定された法人は、町と当然まちづくりですので協働関係にあるわけです。そこで、この認定された推進法人に町はどのように関わっていくつもりなのかということをお聞きしておきたいと思っております。

ちょっと一つ、例を出しますが、これは推進法人ではないんですけど、神山町では、NPO法人グリーンバレーというのが、大南信也さんという方が理事長になってやっています。主に、IT関係の起業家を呼び込んでおるわけですけど、サテライトオフィス、コワーキングスペースなどに現在16社が参入して起業されておるそうであります。

大南さんが言われておるのは、創造的過疎ということだそうであります。要するに、もう過疎は人口減少は避けては通れないんだと、しかし、今、ほとんどの自治体は数値目標を設定して、そこに目標を立てて歩んでるわけですけど、大南さんの考えは違うわけです。人口の構成を変える、数は減るけど若い人を呼び込んでくるという考えであります。まさにここの六日市学園もそういうことを目標に企業を呼び込み、一緒になってまちづくりをするという場にしなければならないと私は思っております。

それには、やはり法人の考えもそうですけど、行政のきちっとした考えがないと、法人を認定したんだから、そこに丸投げするというようなことではとてもまちづくりはできないわけでありますので、そのこのところの町長の考えを聞いておきたいと思います。

神山町では、来年の4月から神山まるごと高等専門学校がオープンします。起業家の育成でありまして、1クラス40名、たしか高専は5年だったと思いますので、この定員が全部補充されれば5年後には200人の学生さんがここに集うわけであります。特別講師として、星野リゾートの星野佳路代表、DeNAの南場智子さん、これはIT企業の会社だと思えますけど、どっちにしる神山町は主にITで起業する方をどうも育成するのが目的みたいなんで、こういう人選になるんだと思えますけど、それにしても、高専ができるということは、大変町にとってはいろいろな面でメリットが大きいわけでありますので、ぜひ、六日市学園の跡地をそのような場にするべく、町も汗をかくべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、地域再生推進法人の関係で六日市学園のお話もございましたが、今回やろうとしておりますのは、これはもう何回もお話もさせていただいていますし、それから、アドバイザーの吉長先生からもこの場でお話があったかと思いますが、いわゆる官民連携の象徴的な事業として、吉賀町が大々的に初めてやろうということでございます。これは改めてそこを説明をいたしません、私はその根幹は、もう一つは吉賀町にあります、議員の皆さん御存じだろうと思えますが、吉賀町のまちづくり条例でございます。

これは、合併後、平成19年に条例化したものでございまして、これを改めて見てみますと、やはりその目的は、町民と町の協働による住みよいまちづくりに資することを目的とするということでございます。ここでは、明確に基本理念、それから町の責務と町民の責務がもう明確に書いてあります。町のほうは何かといいますと、求められるものは、施策の策定及び実施に当たっては、町民の主体的かつ積極的な参加を図るとともに、協力して取り組まなければならない、それから、町民の責務もやはりあるわけです。町民は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、協働によるまちづくりに積極的に参加するよう努めるものとする。

ですから、官民連携というのを殊さらに言わずしても、町の条例でそうしたことがしっかりうたってあって、行政と住民の皆さんと一緒にまちづくりをしていきたいと思います、まさにこれが協働ですよということがうたってあるわけですので、それを遅まきながら今回のこの事業、施策で実現をしていこうということをまず申し上げておきたいと思えます。

それから、まちづくりの基本になります吉賀町のまちづくり計画、それから総合戦略でも、改めてといいますか、見ますと、官民連携であったり行政と住民の皆さんの協調であったり協働であったり、場合によっては協創であったり実装であったり、たくさん言葉が出てきます。これも、

やはりひも解いてみれば、先ほど御紹介したまちづくり条例の下で策定されたまちづくり計画であり、総合戦略であるというふうにやはり私は理解をしていかなければならないというふうに思っております。

そうしたことをつらつら考えますと、通告のありましたいわゆる地域再生推進法人、結果的にどういった形になるか分かりませんが、申請がです。いずれにしても、そうしたことで地域再生推進法人が指定をされれば、行政、町と地域再生推進法人のいわゆる関係というのは、これは言わずもがな、がっちりタッグを組んでやらなければ成就をしないということでございますので、これは申し上げるまでもなく、しっかり連携を取って、お互いがまちづくりの主役として頑張っていきたいと思います、これに尽きると思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） まず、推進法人の公募は必ず行ってください。何社も何社も応募したほうが活力が出るわけですので、そのところはぜひ申し添えておきたいと思いき、これが認定されますと、県で最初の推進法人になります。ぜひ県とも連携しながら進めていただきたいということを申し添えて、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、11番、庭田議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時37分休憩

.....

午前10時48分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

3番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、3点通告してあります。

吉賀町医療対策課についてと、公設民営化についてと、森林整備計画についてであります。

まず、吉賀町医療対策課についてお伺いします。

今年4月1日に設置されました吉賀町医療対策課についてお伺いします。

医療全般に関すること、社会医療法人石州会経営改善計画評価及び実行支援とあり、6人の職員で構成されています。6か月以上経過していますが、課を設置するに当たり目的は、また、実現するためにどういう取り組みをするのか、また、それに対してどのように評価しているのか、何も分かりません。

現時点での対策課にかかった経費で、人件費、そのほかなど項目別にお聞きします。

また、今年度総額でどのくらいかかるのかお聞きします。

また、これらの経費は、六日市病院支援に当たり、町から病院への補助金として加算されるのかお聞きしますという質問でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員の1点目でございます吉賀町医療対策課についての御答弁をさせていただきたいと思えます。

なお、今からる申し上げますが、この内容につきましては、これまでに数回行っております全員協議会等で御説明をした内容と多分に重複する部分がございますので、その点につきましてはお許しを頂きたいと思えます。

まず、体制についてでございます。令和4年度の体制につきましては6名でスタートをしております。内訳といたしましては、管理職を含む正規職員が2名、今年度より制度化いたしました任期付採用職員が2名、その他会計年度任用職員が2名でございましたが、このうち会計年度任用職員1名につきましては、一身上の都合により今年7月に退職をいたしましたので、現在は5名体制でその業務に当たっているということをまず申し上げておきたいと思えます。

所掌事務につきましては、医療に関することとなっております。令和4年度につきましては、公設民営化に向け、課題であります石州会の経営改善を目的に策定されました経営改善計画の評価を行い、その結果に基づいて表明いたしました実行支援を行う計画となっております。

令和4年度医療対策課設置に当たり、当初予算で計上した内訳について申し上げます。6名分の人件費は4,352万4,000円、石州会経営改善計画の評価委員会に係る経費として12万6,000円、旅費等で30万円、消耗品や燃料代等の需要費が35万5,000円、電話・郵券料等で12万8,000円、電算運営関係委託料として291万5,000円、事務室のコピー機等の使用料として81万4,000円、備品購入費として190万9,000円、車検用の公課費として1万5,000円、こうした経費でございまして、合計で5,008万6,000円となっております。

これに加えまして、今回の12月補正予算において、吉賀町医療介護統括管理者設置に必要な報償費等がございますので、これが240万円、それから公設民営化実現に向けた弁護士の確保費用が212万円、こうしたものを今計上し、お願いをしているところでございます。

一方、年度当初の新設に当たりまして、なかなか積算が難しかった費目がございます。いたが、いまして、幾らか現状では、積算が課題だったということなのですが、そうした状況になっておりましたので、一定の科目につきましては減額補正をしております、これが398万2,000円という内容となっております、今申し上げました金額を差引きをいたしまして、今回お願いしております補正予算が議決をしたその暁、その段階での総額を申し上げますと5,062万4,000円を見込んでおります。当座のところ、この金額が今年度末、予定どおりに行けば決

算になるということで御理解を頂きたいと思います。

それから、これらの経費につきましては、全て町のほうの予算として直接支出をするということでございまして、通告にありましたように、病院のいわゆるその補助金の対象の中には含まれておりません。ですから、そちらの補助金のほうには影響がないということを申し上げておきたいと思います。

つけ加えさせていただきますと、人件費につきましては、これは今回新たに実行支援ということで、病院の中へ対策課を設けて、新しい課として新設をいたしました。仮にこれがそういった形でなくて、これまでと同じように、例えば保健福祉課の中の一つのセクションとして兼務でやるにしても人件費は同じようにかかるわけでございます。

それから、いわゆるその公設民営化に向けての経営改善をするということでございまして、これだけの経費がというようなことも感じておられるかも分かりませんが、公設民営化に向けての業務というのは、やはり並大抵の業務量ではないと思います。まだまだこれから事務を進めてまいります。本当はたくさんの業務がありますし、法的なことも整理をしていかなければならないということでございますので、病院はもちろんでございますが、この行政、吉賀町のほうにとりましても、財政的なこと、それから人的なこと、全てについてかなりの負担を強いられる、そうした覚悟で公設民営化に向けての業務を進めておりますということを最後につけ加えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 続きまして、公設民営化についてですが、町長は公設民営化について、病院の黒字化が条件とされていたと思いますが、6月3日の全員協議会の後、4日の新聞報道には、「六日市病院、26年黒字化試算」とあり、私を含め多くの町民は26年には民営化されると思っていると思われていますが、されるのですか、お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして公設民営化についてということでお答えをしたいと思います。

公設民営化につきましては、令和元年度に設置いたしました吉賀町医療介護あり方検討会議で方向性として示され、その実現には6つの課題がございました。これも全員協議会で何回も御説明申し上げておると思いますが、主なものが六日市病院の経営改善と公設民営化した場合の町財政が耐えられるのか、この2点でございまして、以前、これは令和2年の9月29日現在で、石州会のほうから提示されました収支予想資料では、2029年度において町財政が破綻するとの検証結果が出ましたので、さらなる改善を求めまして、全額公費助成を行って、令和4年3月末に石州会から経営改善計画書が提出されたということでございます。

計画策定に当たりましては、町財政が将来にわたり安定性が保てるレベルでの収支改善は必要と考えていますが、必ずしも石州会の黒字化を条件として求めてはおりません。これも、この全員協議会の中で申し上げたところでございます。

それから、令和4年6月4日の新聞報道の件でございます。記事の元となりましたのは、この前日開催されました吉賀町議会全員協議会での石州会経営改善計画評価委員会の報告等を踏まえた今後の石州会への支援方針についての説明であったと思います。

収支シミュレーションを2つのパターン説明をさせていただきました。議員御指摘の2026年、令和8年になりますが、黒字化試算については、事業収支では依然赤字ですが、特別交付税を含む運営費補助金、施設設備更新等に対する補助金、借入金元金返済に対する補助金、評価委員会から提案のあった追加改善案の反映等で、2022年度から2026年度にかけて総額で15億6,800万円の事業外収益を確保した場合でありまして、とりわけこの間に評価委員会からの追加改善案の確実な実行が不可欠と考えておりますので、引き続き追加改善案への早期着手によって、改善効果が表れるように石州会と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

それから、公設民営化の時期についての御質問でございます。2026年に、新聞報道ではそうした御理解をされたということなのですが、これも全員協議会のところで申し上げました、黒字化に転じるから、その段階で公設民営化という発言はしておりません。新聞もそうしたことは書いておりませんし、ただ読む側として、そういうふうを受け止められたということだろうとは認識をしております。

吉賀町の地域医療を守るためには、公設民営化が必要との認識に変わりはありません。現時点で具体的な時期については明言できませんが、早期実現に向けて努力をしてまいりたいと思えます。

病院の件につきましては、ほかの議員さんからも今回いろいろな形で通告を頂いております。また、その中でもお答えすることになるかと思いますが、当初、県とのやり取りの中で、手続き的には1年半かかるんだということを我々も聞き、そのことを議会のほうへも説明をしておったかと思いますが、いろいろ精査をしていく中で、当然国とのやり取りが県はあるわけでございますから、そうしたことをする中で、それ相応の期間は要しないと、ですから当初1年半かかるのだというお話も我々も受けておりましたが、今の段階では、そうしたスケジュール感は必要ないですよというようなアナウンスを受けております。

ということになりますと、一刻でも早く経営改善をして、公設民営化に向けての申請ができる時期をまず関係者で汗をかいてつくっていくということになるという段階でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） いろんな情報が町民の皆さんに伝わっていないんだと思います。

まず、町民にお知らせするということ。

町長は、広報よしか5月号で、令和4年度の町長施政方針、このことについても記載されておられますが、「町医療対策課を六日市病院内に新たに設置し、専門的に対応できる体制を整備する考えです。当面重点的に取り組むのは、懸案となっています六日市病院の公設民営化問題であり、現在、社会医療法人石州会が策定中の経営改善計画が今月中に提出されますので、この計画を基に公設民営化可否の判断を行う考えです」ということは広報で示されておられますが、その後、議会では、4月18日ですか、その前にさかのぼりまして、令和3年11月22日には、全員協議会で医療対策室の設置で経営改善計画の確実な実行をすると、その後4月18日に全協で、吉賀町医療対策課の設置が報告されました。

そこでもやはり、そこで医療全般に関すること、社会医療法人石州会経営改善計画評価及び実行支援、これをやはり町民にお知らせし、そのときそのときの情報を一緒に、町民と議会とみんな考えて実行していく、これ一番大事なことだと私は思っておりますので、こういう質問になりました。

続きまして、次の質問にまいります。

吉賀町森林整備計画の中で、森林整備についてお伺いします。

取り組み、町行造林地と町有林の整備方針、山林資源の活用について必要な取り組みなどが挙げられておりますが、これに基づき森師も路網整備も始まっていると思っております。

計画を立ててから時間も経過して、一度、検証、評価が必要と思います。エネルギーの自給・環境・資源の再評価など、新たに検討する項目が追加されたと思っております。今の町行造林地も町有林も、合併前のそれぞれの町村が展開してきた事業で今日があると思っております。

この資源を有効に利用しながら、次の世代に残していく、作業道をつけ、木を切り、製品加工、建築材、木工加工、バイオ資源に適地適植——適したところに適した木を植える——この町に合った森林になってくると思っております。これをシステム化していく、町が主導して植林から利活用まで進めるべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、森林整備計画についてでございますが、先ほどの病院の公設民営化のところで、少し私どもも追加で答弁をせんといけんかなと思っておりましたが、思いのほか終わりましたので、ちょっとここで申し上げますけれども、やはり行政のほうからの情報の提供不足だという御指摘だと思います。否定するものではございません。

これまで広報であったり号外でお知らせをしておりますが、まだまだやはり情報提供の頻度等を含めて足りない部分があるかと思っておりますので、このことにつきまちはしっかり捉えて、御説明であったり、それからこうした議会での全員協議会での御説明、御報告、それから話し合い

をさせていただきたいと思っております。

それから病院のことも、これから関係者の方に入っただいて様々なことをしていきますが、あらゆる機を逃さずに、やはり住民の方への説明をする時期も来るわけですので、しっかりそうしたことをスケジュールを立てて対応させていただきたいと思っておりますので、そのことをつけ加えさせていただきたいと思っております。

その上でございますが、森林整備計画についてお答えをさせていただきます。

計画につきましては、森林法に基づき地域森林計画の対象となります私有林や国有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を1期とする計画でございます。市町村の森づくり構想、それから森林施業の方法、それから路網計画などを定める長期的な視点に立った森林づくりの構想でございます。

吉賀町森林整備計画につきましても、平成31年4月から令和11年3月までの10か年計画を1期といたしまして、令和4年4月に変更を行ったところでございます。この変更を行うに当たりましては、島根県それから森林管理署等、関係機関と協議し、公告で縦覧に供して意見聴取を行った後に変更しているところでございます。

今後におきましても、現状計画の評価や情勢の変化があれば、見直しに反映をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、現在実施しております森師研修員育成事業も、この森林整備計画の森林・林業、木材生産業、鳥獣、特用林産物など、森林に関するあらゆる知識と技術を持ち合わせた人材を育成するという目的に沿って実施しております。議員御指摘のとおり、吉賀町の森林資源を有効に活用しながら、次の世代に残していけるように技術と知識の習得を行っているところでございます。

木材産業は裾野が広く、原木生産から加工、流通と川上から川下まで様々な業種がございます。この事業では、単に木材を生産するだけではなく、経済性と環境性を併せ持つ持続可能な森林活用を進めております。また、単に原木として出荷するだけではなく、収益性を高めるための木材加工など幅広く行っていく事業でございます。

その中には、現在問題となっております再生林が進んでいないことなどへの対策として、植栽から保育作業などを実践するプログラムも含まれております。

議員から御指摘されました、町が主導して植林から利活用まで進めるべきということにつきましても、この森師研修員育成事業を通じて育成した人材により、植林から利活用までの様々な作業を実践し、吉賀町の森林資源を活用していけるよう取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、現状での対策といたしまして、再生林を推進するために森林環境譲与税を活用し、再生林費用の負担を軽減し、再生林を促進するための高津川流域森林再生支援事業補助金と木材生産

の費用軽減対策といたしまして、作業道開設に対する森林作業道整備事業補助金を新たに創設いたしまして、持続可能な森林活用の支援を行っております。これは当初予算のところで事業の概要、全員協議会でも御説明をしたとおりでございます。

そのほか、森林の境界が不明確で、事業地が確保できないことから木材生産が進まないという現状の課題がございます。これらは航空レーザー測量地図を活用すれば解決できるため、導入についても検討していきたいと考えております。

これからも持続可能な森林活動を積極的に進めるため、次世代の人材育成と現状の課題解決対策につきまして、森林環境譲与税等を有効に活用しながら事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 森林環境譲与税を再造林にということですが、町長、広報よしかの1月号の町長コラムのところで、森師研修員が頑張っていますというコラムを発表されておられます。そこで森林環境譲与税を活用して、森林資源を有効に活用できる人材育成と持続的な森林経営が可能な森林管理システムの構築とシステムに沿った造林作業道開設、収穫までを実施することのできる林業作業班の育成を行っていくというコラムの記事があります。

そこで町の林業作業班の新設を目指しておられるのかと思ひましてお聞きしますが、それから、地域おこし協力隊事業で今の森師の事業をされておられますが、この森林環境税譲与税を活用した人材、これをやはり作業班とかいろんなそういうほうへ使っていただいて、町内の方で森師と同じような教育をやりたいとか、そう思われる方もおられると思うんです。やはりそういうところにも、この森林環境譲与税を使われるのを検討されたらと。

県の森林管理計画は、高津川森林計画に沿って、今町長言われました吉賀町の森林整備計画もあると思うんですが、森林経営、町の森林整備計画の中の森林経営、森林管理、この計画をまず町内全域で作成して、ここからいろんな事業がスタートしてくると思うんです。

Jークレジットもこの春から勉強していますが、やはりこの管理計画で策定されていないと、こういうJークレジット等も申請できないと思っております。

当然、今町長言われました航空レーザー地図等も利用されて、いろいろとその次の事業ができてくると思うんですが、町のその大きな計画の中に、やはり森林経営、森林管理、これを早急に作成して、いろいろな事業がそこからスタートしますので、それを急いでほしいなど。

私が思いますに、林業担当の新たな部署、やはりこれから町の財産、90%以上が森林の町で、これは資源であり財産と思います。これを活用するような部署をつくりまして、しっかりと対応していくほうがいいんじゃないかと、そうするべきだと私は思っていますが、町長、一言お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 数か月前の私のコラムを紹介していただきましたけれど、そこで私の思いとして、その林業班のことも少し書かせていただきました。

今の現状に至っておりますが、もともとやはりこれだけある90%を占める山をやっぱり放っておく術はない。これはどうにか生かしていかなければいけない。これは山だけではなくて農業もそうなんですけど。

何か事を起こしていかなければいけないということで、担当する産業課のほうでいろいろ考えていただいて、財源も森林環境譲与税というのが、まだあのときは、令和3年度から事業を始めましたが、その前からずっと計画を担当課で練ってきた。そこへ財源のところが確定したので、それを活用したということで、今森師の研修事業を令和3年度から3か年刻みでやって今2期生が入っておりますが、やはりそうした方が、これはまさに地域おこし協力隊なので、先ほどの議員さんの話じゃないですが、3年間の地域おこし協力隊の期間が満了したから、じゃまた次のところへ行きます、これじゃ意味がないわけなので、やはりそのなりわいとして、この吉賀町にしっかり定住をしていただいて、それを新しいものに今度はつなげていただくというのが大事なわけですから、そしてその延長線上で、私の思いとすれば、その昔あったいわゆるその林業班、そうしたことにやっぱり従事をしていただく。

当然、今の森師の研修員をどんどん増やす、それだけだというのは無理ですから、そうしたことをやはり基盤にして、少しずつこの裾野へ広げていくという努力をしなければいけない。これが行政の仕事だろうと思います。ですからコラムに書いてあるような思いは当然持っております。

それから環境譲与税のお話もございましたが、これをしっかり活用するということが大事でございます。国のほうからも、これからなかなか、吉賀町も実際そうなんですけど、とりあえず充当する施策がまだまだ不足しておるから基金に積み立てておるだけです。

これではなかなか、全国的にそうした本格運用していきますが、なかなかそうしたことで御理解いただけないということで、しっかり国のほうからも使いなさいとこういう形でございますので、しっかり林業振興のほうへその財源は使っていきたいというふうに考えております。

それで、これも恐らく1年間で四千数百万円、森林環境譲与税として入ってきますので、それをやはり使えるようなものを、お話があったようにシステム化していくということが大事だろうというふうに考えております。

それから議員も当然お持ちだろうと思います、吉賀町の森林整備計画のお話なんですけど、この中にまさに書いてあるわけですね。県の森林環境、それから木材生産の基本方針があって、それに準拠する形で、今回町のほうでこの計画を作って、その基本方針というのは、やはりその循環型の計画にきなさい、実行きなさいということでございまして、この計画の中にもありますけど、

吉賀町はやはりその生産林と環境林に住み分けをして、それぞれどういった機能を持たせていくのか。では、その区域設定をどういう形ですか。では、その生産林と環境林をそれぞれの施業形態をどうしていくのかというのは、この中に全部書いてあるわけです。

ですから、基本計画はありますが、まさにこれを具体化する、実行計画、アクションプランということが今から求められるわけでございますので、これはこの今の計画の計画期間が終わって、はい、終わりですということではございません。もちろん次の第2次という、そうしたことが当然待ち受けておるとお思いますので、そうした計画を今度は具体化する実行計画であったりアクションプランの中で、お話にあったような内容をやはり考えていかなければならないかとお思います。

それから、専門の部署のお話がありました。言われる主旨は十分分かります。ああして先般も11月の末には、今森師の研修育成事業でお世話になっておりますポロ・ビーシーエスさんと包括連携協定も締結をさせていただきまして、今から本当に林業振興というのは本当に業務というのはたくさん増えてくるのは間違いございません。

ではということで、そこへ特化したという課でございますけど、これはやはり全体的なことを考えまないと難しいところがございますので、仮に新設ならともかく、仮に現状のままで、今の産業課のつくりの中でやろうとすれば、そこにどれだけの機能を充実させるか、そうしたことが求められてくると思いますので、いろいろな角度でそうしたことは考えていきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど申しました当時の六日市町の造林も、柿木村のその造林も、当時の作業班の方が作業されて残されて、今があるんだと思っております。それでやはり50年、100年先を考えて、次の代に残していく、つないでいく。この山の資源をちゃんとつながっていくような方法というのと、やはり部署をちゃんと新設して考えていくべきだと。

それと地域おこし協力隊事業と並行して、やはりこの森林環境譲与税で、やはり町内からもそういう方がおられましたら、やはり募集をかけて、みんなで林業のほうへ携わっていく、この環境譲与税の総額の50%は私有の人工林面積、また30%を人口、残り20%を林業就業者数で応じて配るといような譲与税の内訳になっていて、人口の多いところが多くもらい、そして積み立てているといような報道もされていまして、少しでも多くこの譲与税をもらえるような施策をし、それを山のために使っていけるようなシステムをちゃんとつくっていくのが、次世代に残していくことができる方法の一つだと思っておりますので、しっかり検討されて対応してほしいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番、河村隆行議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時29分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番目の通告者、10番、中田議員の発言を許します。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） それでは、1問ほど通告しておりますので、質問させていただきます。

質問事項は、危険箇所改良復旧工事実施についてということでございます。

それでは始めます。近年、吉賀町では大きな災害もなく、比較的安全な町との認識が町民の皆様にもあったことと思います。

しかし、今年の9月19日月曜日、台風14号が襲来、風雨ともに強く、町内各地で谷川や河川が氾濫し、床下浸水、道路への冠水、農地への土砂流入等が発生しました。

最終的に河川災害37か所、農業用施設、水路等含めまして65か所、町道28か所、林道28か所、農地災害10か所と合計169か所となり、インフラ整備の弱さを露呈した形になりました。

そして、先日11月2日の臨時議会において、単独災害169か所、補助災害7か所、合計被害金額が3億2,950万円との報告があり、補正予算に計上されたところでございます。これも可決されております。

しかし、これはあくまで土砂の撤去と現状復旧の予算措置と考えます。そういった中、私は雨の中、自分が直接足を運んで被害状況を目の当たりにして、町民の声や現場を見聞きした場所は、危険箇所復旧工事に該当すると考えます。

それらの場所が、今回の補正予算に組み入れられているのか、またその整備方法はどのようにしようと考えておられるのかを、町長にお聞きします。

まず、1点目は私の調べた範囲では、幸地地区で、幸地川の氾濫で床下浸水3戸、亀原川で2戸の浸水と、幸地地区で被災戸数は合計5戸ありました。

また稲の刈取り後とはいえ、5か所で広大な農地が冠水しました。町長にもその写真をお渡ししてありますが、被害状況として、ここに写真が、お見えになれるかどうか分かりませんが、これが畑の、幸地の畑地区というところでございます。冠水した後には、こういうふうには、いかに土砂が堆積しているかということがお分かりかなと思います。

それから、この床下浸水等がありましたが、これが亀原地区での被災状況の写真でございますが、町道はほとんどがつかって、家のこれに流れ込む状況というのが、写っております。

このような写真を、雨の降る中、車の中から撮りましたので、若干ピンぼけにもなっておりますけれども、大変な被害状況であったと私は考えております。

2点目といたしまして、立河内地区では、立河内川の氾濫により町道が冠水し、近隣住民が避難するという事態が起きました。さらに岩ヶ迫谷の土砂等が町道の暗渠に詰まり、1戸が玄関に浸水しましたが、近隣住民の懸命な作業により最小限の被害で済みました。

これは立河内地区に自主防災組織があり、年2回ぐらい避難や土のうづくりの講習、話し合いなどを行っている成果であると思われま

す。当日も、消防団も出向きましたけれども、土のうを100個ぐらいつくったと、住民の方が言われております。

これが立河内地区での水害のときの写真で、住民がかなりの方が出られて、道路の土砂の撤去、私も行って若干お手伝いしましたけれども、膝に来るぐらいの水がかなり出ておりました。多数の方が出て、水につからない、家に入らないように土のうを積んだり、いろんなことをしておられました。自主防災組織のおかげで、1戸の床下浸水が助かったのではないかなと思っております。

立河内については、今の谷のことですが、今までの大雨でも災害に見舞われており、私も河川の河床掘削や谷川の改修工事など行うよう、この場で申し上げております。

今後どのような対応を取られようとしているのか伺います。

続いて、3点目でございますが、以前もこのことは一般質問で伺っておりますが、町道本町栄町線、久保田の、小学校の横を通っておる、通称久保田線の側溝水路の氾濫の件について伺います。

今、申しましたように、この件も以前の質問での回答は、通学路であるから水路の改良ではなく、路肩の整備をすると言われたと思いますが、昨年か一昨年でございますが、50メートルぐらい整備を、道路のへきの30センチくらい上げておられますが、これが50メートルぐらいで済んでおります。ほとんど工事は進んでおりません。

このたびの台風においても、水路の氾濫で町道は冠水し、私も台風当日、14日の昼前に巡回してみましたが、あそこの大きな大岡山から山水が至るところから噴き出して、車の通行も危険なような状態でありました。

これが久保田線の道路ですが、これは久保田の上の方です、土砂が道路にはみ出て、全然通れるような状態ではありませんでした。同僚議員も見たと言われております。

それから町道のあちこちに大岡山から出る山水が出ております。執行部も見られると、これは側溝ではない、用水路だから直されないと云われますが、実際にこの通学路としてこのような状況では、水路とか側溝とかいう問題ではなしに、大変危険な状況であると思っております。

この春ですが、この台風が来る前に、地元の方から、以前私がこの質問したことを覚えておられまして、地元の方から水路の修理も大事だが、鹿足河内川に一番近い場所に水路のバイパス、結局、現状の水路から排水路を造るのが一番早くて、経費も安くなるのではないかというような御意見もいただきました。自分も、場所を下見しました。途中でございますが、個人の道路があるということで、地権者の方と話をしました。その方もうちのほうもいいよというような前向きな意見をいただいております。

ぜひとも、そのようなバイパスを早急に造って、この役場の裏にも随分水が入ってきます。この水路につながっておりますので。そういうふうな通学路の確保をできたらお願いしたいと思えます。

そういうことで、町長、人災事故が起きてからでは遅いです。もっとも安全確保が重視される通学整備の早めの対応を望みますが、いかがでしょうか。

4点目に申し上げるのは、沢田地区、広石地区集会所近辺の谷川です。

まず沢田地区については、集落の中央にある集会所の前を三山谷という谷が流れておりますが、大雨のたびに土砂が音を立てて流れ、住民に大きな不安を抱かせております。

今回も大量の土砂が流出し、刈取り後の圃場に流入しております。これは先ほど申しましたように、撤去は済んでおります。

そういうことで、地元住民は毎度のことでありますので、上流に砂防堰堤建設などを望んでおります。

また、広石地区集会所付近も大雨のたびに道路が冠水し、谷のように流れ、近づくこともできないので、側溝を整備できないかなど、地域の方から声が上がっております。

このことにつきまして、この通告書を出した後でございますが、町のほうは把握されておるかも分かりませんが、県の西部農林水産振興センターから、この谷について測量調査が入るといような文書が、広石地区に流れておるといことをお聞きしました。

そういうことで、11月の末から12月にかけて農林振興センターが測量に入るといように聞いておりますので、建設水道課に情報が入っておられるかもしれませんが、そういう情報もありました。

繰り返しになりますが、私が今申し上げた4地区は、補正予算に組み込まれているのでしょうか。砂利撤去等は当然済んでおります。もしそうであるなら、どのような改修工事を見込まれているのでしょうか。今述べた地区の工事が予算化されていないのであれば、予算化されている優先順位の高い危険箇所と、その理由をお聞かせください。

また町内全域を私が把握することはできませんでしたが、ほかにもこういった危険箇所は多数あるかと思いますが、町としては財政が厳しいということも分かりますが、住民の切実な声をお

届けして私の質問といたします。

以上。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員からの危険箇所改良復旧工事実施について、お答えをしたいと思います。

まず、貴重な写真を御提供いただきまして、ありがとうございました。これからの事務執行についての参考にさせていただきたいと思います。

箇所ごとに答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目の幸地川の氾濫による冠水対策についてでございます。議員御指摘のように、今回の台風による豪雨によりまして、床下浸水や農地冠水が発生いたしました。今後の対応といたしましては、県管理河川ということもございますので、当該地区内の被災箇所4か所を含めまして、町内被災箇所につきましては早急な復旧工事を実施していただくように、島根県へ要望等を行ったところでございます。

今後におきましては、河川の維持、改修等につきまして、島根県と協議を行い必要に応じ、要望等を行っていきたいと考えております。

2点目の立河内川についての御質問でございます。立河内地区におきましても冠水被害が相当発生いたしました。議員御指摘の岩ヶ迫谷川における町道の暗渠の埋塞につきましては、当時の状況からも、状況につきましては建設水道課において重々確認しておりますので、町といたしましても、対策を講じていかなければならないと考えているところでございます。工事に関連しては、近隣住宅への影響もございますので、どのような対策が取れるか検討し、早急に対策を講じてまいりたいと思います。

立河内川につきましても県管理の河川でございます。今後の被災防止について協議し、必要に応じ、引き続き要望を行ってまいりたいと思います。

ただし、この地区、立河内地区につきましては、県営の圃場整備事業の実施区域でもございますので、補助金の適正化法によりまして、ほかの用途での補助金の使用が禁止されております。

したがって、大規模な河川改修等を実施することができませんので、例えば河床掘削等も含めた対応策を講じていただくよう、協議を進めてまいりたいと思います。

3点目の御質問でございます。町道本町栄町線の水路の対策についてでございます。町道本町栄町線は通学路に当たることから、現在水路の越水防止対策を進めているところです。地区の水利組合にも御協力いただき、大雨が予報される場合は、事前に水門を閉じるなど、積極的に対応いただいておりますが、当該水路は延長も長く山側からの出水が多く流入するため、大雨に対し越水を抑止することが非常に難しい水路でございます。水路幅を拡張するには、用地幅が取れな

いことから、対策といたしましては、途中で水路をもう一本新設することで、水量を抑制できればと考えております。用水路でございますので、地元水利組合との協議が必要となっておりまして、なるべく早く対策が取れるように、その事務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

4点目の質問についてでございます。まずは沢田地区の三山谷川の対策についてでございますが、現在、島根県と現地視察等を含め協議を行っている状況です。今後は治山事業の実施要望を島根県へ提出していきたいと考えております。

また、広石地区の広石谷につきましては、先ほど議員のほうからも御紹介ございましたが、現在島根県の治山事業の採択を受けまして、今年度より測量業務が行われている状況です。来年度におきまして、設計業務を実施し、早ければ令和6年度より事業実施となるのではないかとこのように考えております。

また、それに併せて、町によります流末水路を計画し一体的に整備をしていきたいと考えているところでもございます。

以上、通告のございました4地区の今後の対応について述べさせていただきました。今回の補正予算につきましては、あくまで災害復旧事業についての予算計上でございますので、今述べさせていただきました対策と予算につきましては、現状においては吉賀町、それから島根県では措置をしておりません。

なお、予算化されました箇所については、とりわけ町のほうで申し上げましても、いずれも緊急度の高いものと認識しておりますので、準備が整い次第、それぞれの箇所から順次発注をしてまいりたいと思います。

先般、臨時議会で議決をしていただきました案件、それぞれについても事務を進めておりまして、早ければ年内のところで、まず第1弾の発注をさせていただき今準備をさせていただいているところでございます。

災害防止につきましては、今後、島根県と協議を行い、必要に応じ要望等を行ってまいりたいと思います。

議会におかれましても、御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、私がいろいろ述べまして、実際には、私も申しましたし、町長も今言われたとおり、災害復旧というところでは、土砂の流入等もかなり工事が進んでおることを、私も確認しております。

ただ、幸地川、あるいは立河内川、そこばかりではありませんが、高津川全体の河床掘削とい

うところは多数残っております。そういうふうなところを、今、町長が申しいただきました、県との協議というものを、できるだけ早急にやっただき、住民が安全安心で住める地域を保ってほしいと思います、ということをし述べまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、10番、中田議員の質問は終わりました。ここで昼休み休憩とします。

午前11時52分休憩

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議、一般質問を開始します。5番目の通告者、9番、藤升議員の発言を許します。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、一般質問を行いたいと思います。日本共産党の藤升正夫でございます。

初めに、肥料・飼料高騰対策の充実を求め、質問を行います。

飼料・肥料の高騰が、農業生産者の経営を圧迫している現状をどのように理解をしているか、町長の認識をまず初めにお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、藤升議員の1点目でございます。肥料・飼料高騰対策の充実をということで、まず私の認識をということでございますので、御答弁申し上げたいと思います。

肥料・飼料は、その原料の多くを海外に依存しております。国際市況の影響を強く受けております。原油価格、それから物価高騰の状況下で、肥料・飼料の価格上昇が農業経営に大きく影響を及ぼしておるといふふうに認識しておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） そのとおり大変大きく影響しておりますし、これからさらに来年の春に向けて、影響がはっきりとまた出てくる段階になると思います。

そこで、国のほうでは、肥料の値上がり分の7割を支援する制度がございます。

吉賀町におきましても、吉賀町農業再生協議会のほうから支援の案内もされておりますが、これは化学肥料の2割低減などの条件がついております。これらの条件を満たして申請できる生産者の見通しについて、といいますのは、この秋と来年の春に、肥料の高騰分について申請をされたいという案内がされておりますので、その点をお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほども申し上げましたように、非常に大きな影響を、打撃を受けておるといふことでございます。

今、御紹介もございましたが、国による肥料価格高騰対策事業が制度化されました。この事業につきましては御案内のとおりでございますが、今年の6月から来年5月、令和5年の5月における肥料価格高騰による負担緩和と肥料価格の影響を受けにくい生産体制づくりとして、化学肥料の使用料の低減を進めるものでございます。

国の制度の補完でございましたが、島根県におかれましても、この追加支援を行うということで、総体的には価格上昇分の85%、ですから、そのうちの70%が国であり、残りの15%が島根県の上乗せ分と、こういうようなつくりでございます。こうした制度の中で、島根県が国の制度も含めて支援を行うというものでございます。

この事業に参加する農業者につきましては、化学肥料使用料の低減に向けた取り組みを実施する必要がございます。この取り組みの選択肢には、土壌診断による施肥設計や堆肥の利用、それから有機質肥料の利用等、比較的取り組みやすい項目もございます。今後の農業経営の安定のためにも、皆さんに取り組んでいただきたい内容となっております。

また、有機JAS認証の取得者や環境直接支払交付金の取組者などは、既に低減の取り組みを十分行っておるため、新たな取り組みは不要となっております。こうした取り組みを行えば、販売農家であれば全員が申請可能だというふうを考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 販売農家であれば全員が受けられるという、制度的にはそのようになっていますが、町として、じゃあ実際に、これに応じる生産者、応じるであろうという生産者の把握については、何も調査もしていないというふうにお聞きしてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） あくまで申請主義でございますので、それから今、この制度についての説明会も、JAさんと一緒に出向いて行っているということでございまして、既に何件かの申請もあるようでございますが、特に今度は春肥の関係があるということで、年明けからになるかと思いますが、今のような条件を満たされて、どれだけの農家の方が、事業者も含めてでございますが、申請があるかという、その見込みについては、現段階では当町としては把握をしていないというふう考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほどいろんな条件を言われました。今、一定の面積を、一定の面積いうか、多くの圃場相手にやっておられる方は申請をされるかもしれませんが、本当1ヘクタール未満ぐらいの生産者、わざわざこういう申請をするだけのことをするかというと、私を感じるのは、今でも赤字経営である。それが、使う肥料の量が大幅に増えるというわけでもない生産者にとってみれば、あえていろんな書類を準備し申請をする、そこまで行き着くかということに

については別問題だというふうに考えております。

そこで、次の質問に移りますが、今年の島根県農業協同組合、お米の買取り1袋30キロ当たりの仮単価でございますが、コシヒカリの上一等米で5,700円、基準米でしたら5,600円で、二等になると5,400円となっております。昨年に比べ、買取り価格は上がったかに見えますが、昨年からの追加措置分を含めると、実質的には下がっています。

農水省の中国地方の米生産費を見ますと、2021年度の1俵60キログラム当たりでは、生産費が1万8,000円となっております。1袋30キロで換算すると、9,000円です。機械代、肥料代などの物財費だけで1万2,000円を超えており、これだけで既に赤字という計算になります。

それでも生産者は、害虫予防、雑草の侵入防止のために、1年に何回も草刈り、除草を行い、農道や水路の整備など環境や景観を守り、農地と地域を守る多面的な役割も担っています。農業者、生産者がいるからこそ、食料が確保され、守られている環境があります。

そこで、このように日々頑張っている生産者への支援を求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 通告のありました肥料価格、あるいは飼料も含めてございますが、高騰対策につきましては、ああして国の制度に上乘せをして、県が85%全体で支援をするということでございます。

幾らかやはり条件はつけておるわけでございますが、このパンフレット、あるいは要綱を見ます限りにおきましては、あまりハードルが高いというような表現ではないと思いますし、それからQ&Aもついておりますけど、化学肥料2割低減に向けて、そのメニューにつきましても、複数とは言いながら、2つ以上クリアすれば、今回の支援が受けられると。

それから、低減に向けた取り組み、準備が整い次第、今年取り組めない場合には、来年に取り組んでもいいですよ。こうした内容で御案内もさせていただいているようでございますので、確かに全員が全員、本当に僅かな面積を耕作しておられる方も含めてでございますが、なかなか難しい部分はあるやに思いますが、今回のこの制度設計見る限りにおいては、あまり過度なものを条件として付しているようには見てとれませんので、せっかくのこの制度でございます。予算も確保しておりますので、ぜひともこうしたところを活用していただいて、少しでも高騰分の僅か85%になるわけでございますが、制度を活用していただきたいなというふうに思っております。

それから、最後の、農地を守って地域の環境を維持している生産者の皆さんへの支援を求めるということでございます。

これまでもコロナのことは別にしても、それから今、ウクライナ侵攻によって、いろいろな肥

料・飼料を含めて物価高騰しておりますが、それを度外視をしても、通常の平時の部分においても、様々なことを支援をさせていただいております。当然、十分ではないということは重々承知をしておるわけですが、関係者、とりわけJAの方であったり生産団体、そうした方々とやはり意見交換をしながら、どうした制度設計が即効、有効なものになるのかというようなことも、この際、意見交換をさせていただいて、情報収集しながら支援の方法については考えていきたいなというふうに思っております。

() をしたのに対しては、財政的な裏づけが当然必要になってまいりますので、そうしたところもやはり見ながら、可能な限りの支援をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ほかの国のことについて、一言申し述べておきますが、G7主要7か国首脳会議に参加する国々の食料自給率でございます。農水省のホームページによりますと、カナダが233%、フランス131%、アメリカ121%、ドイツ84%、イギリス70%、イタリア58%で、日本は38%となっていました。

アメリカは、主な農産物に、販売価額が生産費を下回った場合、その差額を補填する仕組みを整え、農業経営を下支えしています。EU諸国では、農産物の価格支持制度を維持した上、環境の保全や条件不利地の維持などに配慮した補償金の支給を実施し、農業と農村を守っているそうであります。

日本には、食料自給率を高め、安全な食料確保をするためにも、生産費に見合う価格支持と条件不利地への支援政策の強化など、安心して農業に従事できる仕組みが求められているというふうに思うということを述べて、次の質問に移ります。

学園施設の無償貸付けについての質問であります。

先月、一般社団法人高津川てらす主催で、旧六日市学園施設の活用法を吉賀町民で考えようという案内がされてきました。利活用についてどこまで協議が進んでいるか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、学園施設の無償貸付けについてということで、まず、利活用の進捗度合いについて答弁をさせていただきたいと思えます。

去る11月24日に開催されました、議会全員協議会で御説明させていただいたとおり、一般社団法人高津川てらすにおきましては、定款及び事業計画書を策定されるとともに、施設利活用に関わる全体構想案を策定しておられます。

また、11月27日には、旧六日市医療技術専門学校で、先ほどお話もございましたが、官民連携のまちづくり講演会を開催されました。施設見学及び参加者による施設利活用法を考えるためのワークショップ、加えて施設の見学もあったようでございますが、こうしたことについての

開催をされておられて、施設活用の課題解決及びアイデアやノウハウを積極的に検討されておられるところでございます。

なお、それ以外の進捗状況につきましては、先般の全員協議会の資料のほうで御覧を頂きたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 利活用につきましては、同僚議員からまたあると思いますので、次の質問に移らせていただきます。

先般の全員協議会におきましては、一般社団法人について、年明けの1月に地域再生推進法人の指定を受けるために申請をするという計画が示されておりますが、この申請には事業計画書が含まれています。

吉賀町地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱では、この事業計画書の計画期間は当該事業年度となっており、地域再生計画の計画期間は、認定の日から令和7年3月31日までとなっているというふうに思います。

そこで、これから述べる3点について、端的な御答弁をお願いしたいのですが、まず1つ目に、求める事業計画の年度と申しますか、いつからいつまでになっているか。2つ目に、申請に当たっての審査を行うのは誰が行うのか。3つ目に、申請書及び必要な書類が不十分で不適合となることはあり得るのか。

以上、3点についてお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、地域再生推進法人の指定関係についてお答えをしたいと思います。

これも全員協議会の資料での提示をさせていただきましたが、その中に事務取扱要綱があったかと思えます。これに基づきまして、事務は進めさせていただきたいと思っております。

まず、当該事業年度、1年度の事業計画書及び収支予算書を提出していただくこととなっております。そういたしますと、仮にこの年度内で申請ということになれば、既に一般社団法人が設立をされておられますから、当該年度ということになると、前年度ということになると、前年度、当該年度、本当1年2年と、そうしたスパンになろうかと思えます。

しかしながら、後の質問の貸付期間とも関連いたしますが、貸付期間は10年以内、さらにそれが可能であれば更新というような、こうしたつくりには、条例、法令上なるわけでございます。そういたしますと、長期にわたる期間の計画の把握も当然必要となります。

したがって、事務取扱要綱では、端的に前年度あるいは当該年度の事業計画、いわゆる収支予算となっておりますが、それだけでは我々が審査をするには、やはり足りないわけでござい

ます。

ですから、事務取扱上は、その他いわゆる必要と認める資料の添付という項目があったかと思いますが、それに準じて必要となる、今、我々が考えておりますのは、おおむね10年の貸付けをすれば、10年必要だろうと、最低限。

先ほど、議員のほうからは、地域再生計画の当該年度、本年度から3年間というお話がございました。それでも少ないと思います。やはり長期にわたる貸付けをすれば、長期に相応するような事業計画と収支予算が必要でございます。それを審査するのが我々の責務でございますから、そのための資料を提示をしていただくというのは、私は必要だろうと思っております。

それから、今度は審査のことでございます。条例上といたしますか、要綱上は端的に町長が審査するとなっておりますが、これはあくまで組織論でございます、私が1人で、この独断で、それを審査をして申請に対しての、いわゆる指定をする、そうしたことにはなりません。

やはり今これ事務方のほうで考えておりますのは、役場の庁内で関係部署横断的に審査会をつくらせていただいて、その審査を行って最終的には私の決裁で判断をすると、こういうつくりになろうかと思えます。

その過程の中で、どういうふうな絡みになるか分かりませんが、ああして地域再生のアドバイザーの就任もしていただいておりますので、そうした専門的な見地から、これはああだ、これはああだ、いろいろなことを御指摘を頂いて、そうしたところでお話をする中で、最終的な審査会のほうで決断をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、不適合の場合のお話がありました。当然、要綱の第3条にありますように、基準等を満たさない場合には指定されない。当然でございます。

最悪、それじゃ申請をした法人が指定をされなかって、複数申請をされても、全てが申請をしたら駄目だったということも、可能性としてはゼロではないわけでございますが、当然そうしたことがないように、申請をされる団体においては、しっかり精査をして事業計画なり、それに見合うような収支の予算をつけていただいた上で、当然ほかの書類もたくさんあるわけでございますが、その上で申請をしていただくことを期待をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の御答弁でいきますと、その他の部類に入れて、長期に相応する10年というふうにお聞きをいたしました。

それと、今、審査をする方について、アドバイザーということが上がっておりました。午前中の同僚議員からの質問で、より多くの方に申請をしてもらえればという御発言がありましたが、そうなりますと、アドバイザーの方は、一般社団法人高津川てらすとの関係が深いというふう

私は認識をしております、そういうところが審査に入るとするのは不適合ではないかというふうに考えておりますので、その点は再度調整をお願いをしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今年の7月1日に、吉長先生、アドバイザーとして御就任頂いて、いろいろなことで今、御指導、御助言も頂いております。

現状では、ああして一般社団法人が立ち上げのところから、いろいろな助言もしていただいておりますし、場合によっては、これが複数の法人なり団体が申請をするということも当然考えられるわけでございますので、そこはやはり町のアドバイザーとしての役職になるわけでございますので、仮にそうした団体が複数できるのであれば、それは大いに歓迎をしなければなりません、やはり後々の審査のところへ幾らかかなりの影響が出てくるということは考えられますので、公平公正に御指導、御助言頂くようなことは、当然考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、次の質問に移りますが、先ほどの御答弁の中にもありました、学園施設の無償貸付契約の件でございます。

申請されて地域再生推進法人というふうになられたところとの貸付けの期間については、先ほど10年を予定をしているということで言われましたので、それで間違いがなければ、次の質問に入っていきますので、答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁内容を覆すわけではございません。少し補足も要るかなと思いましたが。

極めて行政的な答弁になって申し訳ないんですが、御案内のとおり、町が所有いたします普通財産につきましては、地方自治法上で、これは条項を申し上げますと、第238条の5でございますが、それから、吉賀町財産の交換、譲与、それから無償貸付等に関する条例で申し上げますと、第4条になりますが、この規定に基づきまして、無償による貸付けを行うことができます。今この条項に照らし合わせて、その貸付けを予定しております。

それから、今度、期間のお話でございますが、これにつきましては、吉賀町財産規則、条項で申し上げますと、第27条第1項の第4号と第5号でございます。この規定に基づきまして、貸付期間は土地並びにその建物でございますけど、10年以内というふうになっておりますので、最長で10年。

ただ、これの限度が来ましたら、期限が到来をすれば更新をすることも可能ということござ

いますので、まず最長で10年の指定をさせていただいて、その後に更新ができるかどうかという判断をしかるべきにするということになるかと思えます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは質問いたしますが、運営が仮に困難となった場合の貸付契約についてどのようになるのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） このことについては、特段今回の事案に限定をしたものということではなくて、これは一般論になるかと思えますけど、従来の町有財産の無償貸付け、いわゆる貸借契約では、適切な管理ができない場合などには、契約の解除に係る規定を設けておりますので、当然今回の件につきましても、4月1日以降で地域再生推進法人のほうへ指定をする、仮に10年ということでも申し上げれば、その期間中で適切でない状況であれば、当然それは解除をせざるを得ないということになると思えますし、そうしたことを、いわゆる条項の中にも明記していくべきだというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、次の質問に移ります。

学園施設解体費用等についての質問になりますが、7月に町長の旧六日市学園施設の利活用をするという方針転換の説明があった際に、町長は企業からの財政支援などを受ければ、今後、大幅な町としての財政出動がほとんどないというふうに述べられていました。これを言い方を変えますと、小幅な財政出動はあるとも受け止められますが、今後、学園施設に関連した支出はないということで聞いてよいか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、学園施設解体費用はどこからかということで答弁をさせていただきたいと思えます。

この件につきましては、さきの9月定例会でも一般質問の中で、議員、それからほかの議員のほうにもお答えをさせていただいたものでございます。重複するところはお許しを頂きたいと思えます。

回答させていただいておりますように、民間の創意工夫が最大限発揮されるように、民間に任せられるものは民間に任せて効率を高めることが必要であるというふうに考えております。

補修費用につきましては、民間資金等を活用すること、それから、ふるさと納税の制度の活用を想定しております。それから、事業期間の終了時での撤去、原状回復費用を当初の貸付契約の時点で、あらかじめ具体的金額として想定したといたしましても、事業終了段階での施設等の周辺状況、撤去等に係る規制の状況によっては、現実に必要となる費用と大幅に乖離することも

当然想定されます。

特に、今のような状況でございます。物価の高騰であったり、それから海外でのあつた事象によって、日本だけではないですが、世界的にこうした状況が続いておりますので、今の段階で金額も含めてということについては、少し無理があろうかと思っております。

したがって、将来的に解体撤去しなければならない時期が明確になる段階、それがどうした事情で、あるいは、どうした段階でということは今申し上げることには至っておりませんが、そうした段階において管理者と、管理者というのは地域再生推進法人でございますが、こちらの法人のほうと事前協議することが適当であるというふうに考えております。

将来にわたって施設の管理運営等に関連する支出につきましては、災害等による予期せぬ事態なども考えられますので、運営リスクにつきましては、その都度協議すべき事項であると考えておりますが、財政負担を最小限にするということは、当然考えていかなければなりません。

一方、行政からの委託事業等に関する一般財源を含めた支出は生じてくるというふうに考えております。その可能性はあるということです。必ずやということではなくて、現時点においては、そうしたことも考えられるということで申し添えておきたいと思っております。

また、国・県などの補助事業を導入する場合におきましては、その都度協議をしていきたい。仮に補助事業をすれば、当然、補助事業100%で、持ち出しがないということは当然ありますが、そうではなくて幾らかの一般財源持ち出しをしながら補助事業をするということも想定をされますので、いろいろなメニューを、いわゆる事業をする中で想定されることがたくさんございますが、その折々で、管理者となります地域再生推進法人のほうと協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

ただ、その大原則は、大幅な財政出動をしないということに変わりはありません。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先般、御説明がありました分でございますと、地域再生推進法人のほうに、今、町が直営でやっている事業の幾らかを委託をするという内容も含まれておりました。

ただ一方で、解体費用についてなんですが、施設を借り受けた側、地域再生推進法人のほうに、最初の契約の時点で、解体についての問題を投げかけておくということは必要なことで、それに向けた準備をしていくようになると思います。

その点で、実際に来年に無償貸付けの契約を行う際には、条件として解体についての内容も含まれることになるのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員のほうからお話のありました、いわゆる無償貸付けをする、その段階ででのお話でございます。

今の段階で事細かに、こうしたことになりましたということは断言できませんが、いずれにしましても、先ほど今、私が答弁させていただいたようなことは、起こり得る可能性というのは当然あるわけでございますし、そうしたことを逆に予想して、予期しておかないといけないわけでございますので、無償貸付けの契約といたしますか、条項の中に何がしかそうしたこと、そうした時期が来れば、何といたしますか、協議をするというような条項は当然しておかなければならないかと思えます。

まだ、事務的なところ、まだまだ、そうした法人さんのほうから申請も出ていない、そういう状況の中で申し上げるのはどうかと思えますけど、いずれ来年の3月末とか、ところになるかと思えますが、そういう内容のものは条項の中に盛り込んでいくべきだろうというふうに思っております。

ですから、町のほうが見ますとか、法人さんのほうが見ますとか、そういうものではなくて、そういった事態が発生したときには、当然双方で協議をしますと。ニュアンス的には、そうしたものになるかと思えますが、そのような準備をしまいたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 内容は変わらないと思えますので、次の質問に移ります。

石州会の介護医療院への転換で利用者負担はということでお聞きをいたします。

介護医療院への転換の分につきましては、町がコンサルタントをお願いをしてつくったシミュレーションでも、令和5年から介護医療院40床というような計画が入っていたわけではあります。あえて六日市病院を運営する石州会の経営改善の中で、また同じような形で出てきておりますので、お聞きをするものであります。

石州会が経営改善計画の病棟再編シミュレーションを出しておりますが、令和5年から施設介護について、現在、老健とも呼ばれている介護老人保健施設から、介護医療院に転換する計画となっています。この計画について、今年3月に石州会から経営改善計画書が町長に提出するまでに、石州会と保険者である町とで協議をされたかお聞きをいたします。

また、石州会は計画作成に当たって、施設介護を望む人、保険料を払っている被保険者の人から、介護医療院を望むかなど調査された結果から、介護医療院を選択する手続きを取っていたか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、石州会の介護医療院への転換で利用者負担はということで、まず前段の部分について答弁をさせていただきたいと思えます。

石州会から今年3月末に提出されました経営改善計画には、議員御指摘のとおり、令和5年度

より現在の老人保健施設から介護医療院60床へ転換する内容となっております。

この転換計画について、石州会と保険者であります吉賀町において事前協議がされたかとの御質問でございますが、策定を担当するコンサルティング業者が、保険者でございます吉賀町や、介護サービス事業者であります吉賀町社会福祉協議会とのヒアリングを実施しておりまして、その際に、転換に関する保険者の考えを申し述べているところでございます。

現在の第8期介護保険事業計画策定に当たり実施いたしました65歳以上を対象としたニーズ調査においては、在宅での生活を望む方が多く、その意味からすれば、現行の老人保健施設のほうがニーズには合致しておるのではないかとと思いますが、特養では対応できず、希望される在宅介護が困難なケースも想定されるため、みとり等に対応できる介護医療院についても、一定数整備することも必要ではないかと考えております。

石州会の計画につきましては、経営改善を主目的としたものであるため、入所者の状況やニーズも一定考慮しているとは思いますが、現行の老人保健施設サービスと比較いたしまして、収益の増が見込めるサービスは何かとの点において、こうしたことを重要視をされた計画ではないかというふうに捉えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 第8期の介護保険事業計画は今進行中で、令和3年度から令和5年度の3年間であります。計画期間中の変更ということについては、現段階でどのような状況なのかをお聞きをいたします。

さらには、石州会の経営改善計画における介護医療院の1人1日当たりの診療単価が1万6,000円と、現在の介護老人保健施設の単価1万5,040円に比べ960円高くなっておりますが、これは石州会に入るお金です。利用者負担と保険者の負担はどうなるのか、介護医療院に転換された場合の利用者の負担について聞きます。

介護サービス利用者の負担割合は、所得が280万円、340万円で線引きされ、1割の負担でよかった人が、2割負担、3割負担となっております。1割負担の被保険者で、具体的に言いますと、要介護5の利用者について、1か月、30日当たりで幾らの負担となるのか。また、保険者の負担は、高額サービス費と施設介護サービス費は、今の介護老人保健施設と比べ、どのようになるのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、いわゆる負担の金額のお話でございます。

今回通告のありました内容でございますが、最新のデータとか金額を用いて、行政サイドでも試算をさせていただきましたので、少し数字のお話をさせていただいて恐縮なんですけど、答弁をさせていただきたいと思っております。

今、質問事項にもございましたが、1日当たりの単価を日数で乗じたものが、おおよその月額給付費というふうになります。現在、六日市苑に入所されておられます要介護5の方で、1か月、30日当たりの金額の算定は、介護老人保健施設の場合は、介護報酬の基本部分においては、おおよそ34万9,500円、それから、介護医療院の場合は37万4,700円でございます、約2万5,200円の差となります。

利用者の負担額となりますと、今申し上げました金額の1割分ということになりますので、月額では2,520円の増額が見込まれます。

実際の個人の負担額は、課税状況にも当然よるわけでございますが、これまで高額介護サービス費で上限を超えていた方については、その分が増額分も合わせて返還されるというふうに認識しております。そのため、施設給付費及び高額介護サービス費につきましては、増額する見込みとなるため、被保険者及び保険者の負担する所要額も、当然のことながら上昇することになるというふうに試算をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 利用者の負担についてなんです、これあくまでも介護サービスという部分だけのことで、食費等については除かれた形で言われたというふうに思います。

食費の場合は、それこそ所得の状況等によって、それこそ3倍以上の開きがございますので、その点についての実際の入所しておられる方を例にとって、数字的に持っておられたら説明願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員のほうから想定のお話ございましたが、今ちょっと手持ちのところ、私もそうでございますし、担当課長のほうも資料がないということでございます。この場における答弁はできないということをお許しを頂きたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 普通の入所されている方は、自分の介護サービスの負担部分、食費またその他のおむつ代やら洗濯なり、そういうものも含めて支払いをされるわけで、答弁のもとをつくれる段階で、そこら辺にも配慮したものをきちっと、今後においては準備をしていただきたいということを述べて、介護医療院への転換に対する考えについては、先ほども言って答弁もございましたが、改めてその考えについてお聞きをいたします。

この中で転換するかどうかの判断基準、これにつきまして、先ほどみとりに対応する介護医療院の問題も話されていましたが、その判断基準。

2点目に、転換するとした場合の開始の時期、といいますのは、今、石州会が出されている分でいきますと、来年度から介護医療院という計画になっていたというふうに思いますので、その

転換する時期について。

それと3点目に、転換した場合の特別会計における保険給付費への影響。

そして4点目に、65歳以上の1号被保険者の保険料の影響として、年間の保険料基準額がどのようになるか、その4点についての答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、介護医療院への転換に対する考えはということでお答えをしたいと思います。

介護保険事業につきましては、3年間で1期とする介護保険事業計画によって、各年度における種類ごとのサービス料の見込み及び必要定員等を設定し運営しております。その計画の中で、必要な介護保険サービスについては、住民ニーズ及び地域事情を反映させたものであることが求められています。

そして、住民ニーズを把握する方法として、これは厚生労働省が定める「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態調査」など各種調査を実施した上で、介護保険事業計画策定委員会において検討することとしております。また、そういうふうになっております。

そのために、今通告のございました、まず1点目、転換するかどうかの判断基準及び2点目の転換するとした場合の開始時期につきましては、今年度実施する各調査や直近の給付実績を基に、来年度開催いたします策定委員会において判断するものと考えております。

御承知のとおりでございますけど、今、第8期は令和5年度まで、今度新しい期は、第9期は令和6年度から向こう3年、こういうこととなりますので、そういった縛りがある中で、計画の中で物事は動いておりますので、そのようなことで今答弁を申し上げたことで御理解を頂きたいと思っております。

次に、3点目の保険給付費における影響及び4点目の1号被保険者の保険料への影響につきましては、介護医療院は介護保険法に定める1人当たりの単価としては、現行の老健施設より高く設定されており、利用者数が同数であれば、保険給付費も増加していくものと考えておまして、それに伴い、介護保険料も必要となる見込みでございます。

しかし、給付費や保険料は、その利用者及び被保険者の人数によるところが大きく、健康年齢の維持により負担を抑えることが可能なため、今後とも介護予防事業や医療保険事業を推進していくことが重要であると考えているところでございます。

したがって、3点目、4点目のところにつきましては、現状でというよりも、これからのものを見ながら流動的な部分があるということで御理解を頂きたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 介護保険料といいますか、の基になる特別会計の支出の関係で見

ますと、施設給付費、施設サービスにつきましては、多いときは150人前後の方が施設サービスを使っておられた。

そして、直近で私の見たところでは、今年の8月の時点では、社協の特別養護老人等、ホームも含めましてですが、120名というふうになってきており、さらに今、石州会自身が全体の施設のダウンサイジングというか、縮小することに向けて、若干空きのある状態になってきておりますから、トータルで考えますと、支出が大きく下がってきた。

それに基づいて、介護保険料等も算定をされることになるであろうというふうに想定をされますが、前回の一月当たりの基準額が6,600円に上がった。今、金額6,600円ってなっておりますが、その前からも介護保険料に対する負担感を訴えられる方もございました。そういう点では、十分な精査をして介護保険料等に設定に当たってはお願いをしたいと思います。

それと、転換する時期について、もう一度確認だけさせていただきますが、来年度において事業計画等を策定をされることとなりますから、実際に介護医療院に転換するのは、その翌年度でよいのか、もう一度お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 介護給付費の少し前段でお話ございましたが、これは令和3年度の事務報告書をお配りしておりますし、それから、決算審査の意見書の中にも、そうしたことが記載がされております。

それから、今回の定例会の資料の中にも、令和4年12月現在の介護保険あるいは給付状況を参考資料としてお示しをしておりますので、今、議員が言われたとおりなんですけど、少しそこらあたりは、皆さん御確認を頂いたらと思います。

それから、給付費が上がらないようにする、たくさんすべはございますが、先ほど答弁いたしましたように、健康年齢の維持ということになれば、全体の給付費を抑えることができますので、そうした要望施策にもしっかり取り組んでいかなければならないかと思っております。

それから、最後の介護医療院のことでございます。

先ほど答弁したとおりでございますが、この第8期の計画期間中に、計画策定委員会のほうで議論をするということになると、当然のことながら、第9期の令和6年度からということで御理解を頂いていかと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 令和6年度から介護医療院への転換というふうにお聞きをいたしました。

そうなりますと、石州会から出されました経営改善計画は、来年度からというふうにもなっております。そこら辺の若干の修正と、もう一点は、通告はしておりませんが、やはり今一番問題

なのは、石州会自身の経営改善そのものが、いかに進められるか。やっぱりそれがなくして、午前中のところでもありましたけども、公設民営の取り組みのところに十分入っていけないという中でございますので、石州会の側としては、計画よりも収入となるベースが下がったということが言われるような場合というのは想定をされるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、介護医療院のことでございますが、先ほど言いましたように、第9期の初年度からということになると、令和6年度でございます。それも含めて、来年度開催する策定委員会のほうで協議をすると、こういうことになりますので、今、私がそれでやりますということではなくて、あくまでニーズ調査をし、各調査をして、それをベースに策定委員会のほうで協議をされますので、そのようなつくりになろうかと思っております。

それから、もう一つ、石州会の経営改善のお話がありました。

当然これは、これまで申し上げておりましたとおりでございますが、今回上程をさせていただいております日赤の病院長、木谷先生のこともございますが、やはり行政も、それから石州会様のほうも、やはり公設民営化を、一年でも早く成就させなきゃならないという中で、木谷先生にいろいろな形で御指導、御助言を頂きたいという双方の思いがあって、実務者会議等をお願いをさせていただいて、今、木谷先生のほうから御快諾を頂いておるということで、あとはそれぞれが条件整備をします。

我々の条件整備というのは、条例を制定をさせていただき、さらに予算も確保した上で、先生に現場のほうに入ってください。指導、助言をいただくと。こういうことでございますから、何はともあれ経営改善をしっかりやって、公設民営化を一年でも早く成就をされるというのが、関係者の思いでございます。

それから、今、介護医療院の関係で、収入の、収支のこともございました。そうしたことも当然想定されますので、そうしたことも含めて、これからは実務者会議、あるいは今度は、今の段階では仮称でございますが、コアメンバー会議も、今度は島根大学附属病院あるいは県立中央病院、そうした皆さんにも加わっていただいて協議をすることになっておりますので、その場面でまた協議をすることになろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほどの策定委員会には、石州会さんのほうも入っておられるという中で、十分な議論もされることというふうに思います。

これをもって一般質問終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、9番、藤升議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 1 時59分休憩

午後 2 時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、今日の最後の通告者になりますが、一般質問を再開します。

6 番目の通告者、5 番、河村由美子議員の発言を許します。5 番、河村由美子議員。

○議員（5 番 河村由美子君） はい、それでは最後の質問者でございますが、よろしくお願います。2 点、通告してございます。

まず 1 点目は、旧学園施設の利活用の進展についてということで、この前、申請出したんですけども、議会が 9 月の 16 日に大変な決議をしたわけなんですけども、慎重な対応を求めるということで、議案を 9 人の賛成で可決をいたしました。町長は町の計画どおり、来年 3 月に学園側に施設を譲り受け、4 月 1 日より地域再生推進法人、住民主体の一般社団法人による運営を計画どおり進めると、議会の意思決定も鑑みず、新聞にも出されました意見、思いを表明されています。

一般社団法人の基本理念であるとか、それは 11 月の 24 日、私はあいにくの欠席でございましたけれども、去年の 11 月 22 日に高津川てらすという定款つくらせて、役員名簿、事業計画、施設利用案とか、それを既に 10 月 31 日をもって登記済みということを、全協のほうで資料が出ておりました。

それで、説明された一般社団法人はなんとなくですけども分かったんですけども、今後、地域再生推進法人の事業計画書の審査をして、今後の有償、無償とか契約を交わされて、今からもう一段階に入ると。今現在のところは、そういう予定者が何社かおられるものかなと思うんですけども、その辺のところをお示してください。

それから、地域再生推進法人の基本目標の 1 から 4 の項目で、仕事とか人口増加とか具体的な事業等々は、第 2 次吉賀町総合戦略のとおりとなっておりますけども、先般の推進法人のあれをつくるときに、企業版ふるさと納税で基金を募るといような寄付の金額の目安ですよ、これが今年度より 6 年までの 4 年間で、約ですけども 9 億円、年間 3 億円の見込みだというふうなものすごいスケールの大きい予定が書いてありますけども、その辺の見込み、12 月 1 日から今日はまだあんまり日にちがたっていませんけども、企業側のふるさと納税というのは今月から受付を開始されていると思うんです。現在のところは何億円という数字は出ましたか、どうでしょうか。その辺をお示してください。

それと第 3 条に地方公共団体の、先ほども質問がありましたけれども、地方公共団体の長ということは町長が、いろんな今度事業計画なり、いろんなことが出てくる推進法人です。そのこと

の審査をするわけなんですけども、3つ目の項目の中で業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済基礎を有する、有しているか、私はこの前も9月16日ですか、皆さん、皆さんということではないですが、このことをやめてくださいというような感じでやったんですけども、問題は事業を起こすということは全てお金が付きまとう。もともと資本金も何もないものが立派な能書き書いても、なかなかうまいこといきませんよ、お品書きざあざあ書いても。裏付けになるものがないことにはできないような気がするんです。その辺のところを、まだ受付段階でそういうものが出ていない段階でしょうから、云々ということは言えないかもしれませんが、やはりその辺のところ、しっかりした裏付け経済力があるということも私は前々から言っておりますので、その辺のところをしっかりと、審査項目はもちろんありますので、今、一般社団法人は分かりました、推進法人は受付段階でということですが、今の企業版ふるさと納税の、今日現在のところでの数値的なこととかをお示しいただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず1点目、旧学園施設の利活用の進展についてということで答弁をさせていただきたいと思います。

まず、一般社団法人の状況につきましては、名称先ほどもお話がございましたが、「一般社団法人高津川てらす」という名称でございまして、去る11月24日に開催されました議会全員協議会のほうで、それに係る定款でありますとか、役員構成でありますとか、事業計画でありますとか、そうした現段階で法人様のほうから、いわゆる御了解をいただいた内容についてはすべからず議会のほうへ提供させていただいたところがございます。その内容で御理解をいただきたいと思います。それから法人登記につきましても10月31日付けで終了していると、こういう状況でございます。

それから、いわゆる審査のところでも、先ほどほかの議員のところでもお答えをさせていただきましたが、事務取扱要綱に基づきまして、「まち・ひと・しごと創生第2期吉賀町総合戦略」に位置づけられた地方創生に資する事業を実施することが、地域再生推進法人の指定の基準となります。ですから今、内閣府のほうから御承認をいただいた町のこの計画に合致した内容であるかということは、当然のことながら第一の条件になるということは言うまでもございません。

これは今、町内で1つできましたが、一般社団法人高津川てらすに限らず、これから申請をさせていただく複数の法人様があれば同じようにそれは求めていかなければならないものでございます。全ての法人の定款、事業計画書、実績等を審査した上で指定の可否について判断をしていきたいというふうに思います。それから、その判断を可否をする中で、繰り返しになりますが、事務取扱要綱の第3条にありますもの、その前段は第2条の指定の申請の時の申請書に添付する書類、たくさんこう書いておりますが、その中では前年度、当該年度の事業計画と収支予算書に限

られておりますが、さらに今御指摘にあったような懸念もあるわけでございますので、全各号に掲げるもののほか地域再生推進法人の業務に関し、参考となる書類を提出を求めることができますので、それに該当するというので、我々といましては第3条の第3号になりますが、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基盤を有すること、これがいわゆる判断できる資料を出していただきたいと、こういうことでございます。それがほかの議員のところでも申し上げましたように、申請書に基本的に付けていただくのは前年度、当該年度、2か年ということになりますが、やはり指定期間を仮に10年以内、マックス10年ということで考えますと、やはりその計画、指定をさせていただく期間で円滑な運用をしていただかなければならないわけでございます、当然のことでございます。ですから、それを裏付けるようなそうした資料を出していただきたいということを求めているということでございます。

それから、最後にいわゆる企業版ふるさと納税のお話でございます。この企業版ふるさと納税ができる状態になったというのは、国のほうから地域再生計画の承認が下りた段階からで、その後事務取扱要綱であるとかそうしたものを作って今、準備を進めております。まだそういった状況でございまして、現状で申し上げますと、Aという企業からこれだけの企業版ふるさと納税をしたいというようなアナウンスはまだ聞こえておりません。当然今、事務方のほうでは、例えば先般もさせていただきましたが包括連携協定をさせていただいております、そうした企業様であったり、そうしたところへアプローチをする、まずは書面でお願いをする、それからホームページがございましてそのホームページ上にそうしたものをバナーとしてアップをするとか、まず目に触れる、そうしたことをやっぱりやっていかなければいけないと思っておりますし、もう一つはとにかく私自身が、以前も申し上げましたが、そうした企業様に対してのやはりトップセールスとしていかなければなりません。それから担当課としても担当職員が、企業等を訪問させていただいてPRもしながら、これは企業版ふるさと納税に限らず、個人版のふるさと納税でもそうなんです、そうした納税をしていただくような勧奨していかなければならないというふうに考えております。

9億円というお話もございました。これは国に出す資料上のお話でございまして、当然これは前回の全員協議会でも担当の者が申し上げましたが、標準財政規模に応じた一定の金額ということでこれを上げておるわけでございますので、1円でも1,000円でも多いに越したことはございませんが、やはりそうした金額を目指して勧奨していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） なかなか、町長が精力的にトップセールスを当然ほかの町村に私は負けちゃおらんぞというぐらいのことをされておるんかもしれませんが、この御時世、コロナ

禍で非常に世界情勢の厳しいときに、よほどの事業を称賛しないとそのふるさと納税、それは企業側は、企業は控除があるからどこに何をしてもいいわけです、こういう。だけどやっぱりそのお品書きというか、事業計画によってやるわけですから、その辺のところでの推進法人が、一般社団法人もしかりですが、ここにお品書きというか事業内容、事業名というのが自主事業というのが6種類と、それと受託事業というのは、町が今までのほかの方にやっていただいたものを受託するというのが3項目です。金額にしてそんなにびっくりするほどのことにはならないと思うんですけども。

あまり否定的なことを言ってもいけません、要するにこの事業を始めて、町長自身が、私今からトップセールスやって、これだけのものを引っ張ってくるという自信のほどがいかかなものかということと、議会は9月16日に慎重に慎重にということでこういう判断したにも関わらずやる、進行しているということは、先ほどの9番議員のとおりです。推進法人と今度の例えば10年契約の中で、やってみにゃ分からん、契約してみにゃ分かりませんが話し合いですが、私の記憶ではたしか、今日もお話しとってでしたが、その請け負っていただく推進法人の方と解体、もしも頓挫というかやめるときに、それが3年先か1年先か5年先か分かりませんが、その解体費用については推進法人に請け負ってもら、やろうとする人と話し合いをする、協議をすると今日も言われましたが、この御時世、今産業廃棄物なんかの法律というのがあるんです。なので全てがそうですが、法律っていうのはみやすくなる法律というのはないんです。だんだん厳しくなる法律の中で、今の分は例えば今年度は3億円かもしれないけども、来年は4億円、5億円。まあ10億円、100億円ということはありませんが、そういった具合にいろんな取扱業務の厳しい法律があります。

そうした中で、そういうことを表に出して、果たして推進法人にここへ来てこれをやりたいというものが実際おられるのかなというのを危惧するわけなんですけども、仮にそういうことが全くなかったと想定して、この事業が頓挫したときに責任の所在というのは町長ではないんです。我々町民、全町民の責任になるわけです。町長が、私が責任とりますとってあなたがそれを全部クリアできるわけでは、精算できるわけではありませんので、その辺のところをいろいろ考えて、ことの起こりは1,075人の嘆願書といいますか要望書というのが出たということに感化されてといたらおかしいんですが、そのことによって、思いは分かります、こういうどんどん衰退して、中山間地、山奥には高地におるものがだんだん、人口比率といっても65歳以上が約50%近くというような人口の町ですから、将来的には何かを打開して、打開策をとるのにこういう、なんかたまたま学園の問題が出てきて、それにあやかってこうしようという気持ちは分かりますが、気持ちでものができるというものじゃないです。後ろ向きな話は、せつかくこういうふうに進んでいるときにそういう話をするっていうのはいかがしたものかって、自分なが

ら思うんですけども、もしもというときにはどうなるんでしょうかということ、我々が商売でもなんでも一緒なんです、そういうところまで本当、日進月歩で一生懸命いろんなことを社会情勢を世の中を見ながらどうしていこう、こうしていこう、明日はどうなるんだろうかというような、今本当厳しいときに町がこういうのをどばっとするようなことを、ぱっとやったんでは、私は問題が大きすぎるような気がするんですが、町長自身がこれがもしもということがあったときにはどういうふうに、今度ほかのことでどういうふうに理解ができるものが、私は持っているんだというような、ビジョンといいますか、その辺があればお答えいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、企業版ふるさと納税のお話でございますが、どれだけのことになるのか分かりませんが、できるだけことはやっていく、こういう思いでございます。

それから、これ遡りますと7月4日の全員協議会だったと思いますが、これまでの方針を180度転換をして、今進んでおりますような方針を切り替える、そういうことをお話をさせていただきました。直ちに行政のほうは、地域再生計画の申請に向けての手続きをはじめ、それからみなし法人さんについては改修のスケジュールも立てていただいて着手をしていただき、それから町内においては住民の方が一般社団法人、そうした法人の立ち上げに向けての準備もしていただきました。直ちにそうしたことがスタートして、おおむね2か月たった段階の9月の定例会の中で決議はされたということでございましたから、もう既にその2か月の中に相当なものが動いておるということは、まず御理解をいただきたいと思います。

そういう中での決議でございましたので、そのとき9月の定例会の閉会のときにこちらのほうで私も挨拶をさせていただきましたが、まさに慎重に判断をなさいと、こういう決議でございましたから、これまでのその経過をるる説明をさせていただきながら、やはり計画自体に対してどうこうというよりも、これから物事を進めていく中で、そのときそのときでいろいろなことを状況判断をさせていただいて、まさに決議の中にあるようないわゆる慎重的確な判断をさせていただいて、今方針転換をしたこの内容がしかるべきときに成功する、成就するような対応をとらせていただきたいということを、思いを申し述べさせていただきました。まさに今はその思いでいっぱいでございますので、これが破綻をしたりとかそうした時のリカバリーはどうするかということは一切今考えておりません。とにかく前に向けて皆さんと一緒に、やはり物事を進めていきたいということでございまして、今から複数その申請といいますか、地域再生推進法人のなりたいという、手を挙げていただく方が本当複数あればそれは本当にいいわけでございますが、今現状では1つだけでございます。そうしたことで、今そうした団体も頑張っておられますので、今、高津川てらすさんも、これまで秋には婚活事業もされました。それから11月26日には朝原さんをお招きをして、ふるさと応援大使に委嘱をさせていただいて、その後のスポーツ

振興事業もされました。それから27日には学園のほうで、いわゆるその利活用についての意見交換会も開催をされました。それから昨日か一昨日はまた新聞の折り込みがありましたけど、今度はその役員の方が12月の10日だったのでしょうか、そうした事業をまたあそこの施設ですということでございます。矢継ぎ早にそうした事業、本当に精力的に開催をしていただいておりますので、ほかの議員のところ申し上げました、まちづくり条例とかまちづくり計画とか総合戦略の中でも、官民一体となつてとか官民連携をしてというようなくだりがあるわけですので、私も時間の空く限りにおいては、対応できる限りにおいては全てそうした会議にも参加をさせていただこうと思います。

ですから12月、これまでもそうございまして、12月の10日行われるそのをイベントにも出かけて行って、御挨拶もさせていただきたいというふうに考えております。ですから、今は本当に前向きに物事を捉えて、できるだけのことを、私自身ができることを全てやっつけていこうという思いでございます。ですからいろいろ心配される動きは重々承知しておりますけど、当然そうした心配が現実のものになれば大変なことなんですが、そうならないように心がけて今、事業を進めているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 町長がいろんな意見を踏まえて、そうならないように心がけてという、そういう気持ちなんですよ。ですから、気持ちイコール精力的にアタックするというのはおかしい言い方かもしれませんが、行動を起こしてそのものがどんどん事業計画なりが、本当私も頭が下がる思いはします。高津川てらすの方なんかは。これ年会費がいるんでしょう、会員さんというのは。なんか書いてあったんですが金額はわかりませんが、そこまでしてこの町を人口増加とか活性化につなげようというのは、本当熱い思いというか頭が下がる思いがしますが、裏返せば一生懸命、町長も努力しているんだと言いながら、往々にして世の中はなかなか発想転換のようにはいかないというのが現実なんです。そういうときに、転ばぬ先の杖ではありませんが、その辺のところの対処対応というのも考えておいて、最終的には月がどこに回るんだということをよくよく慎重に考えて、事を起こしてほしいなという、意見です。今さら言ってもいきよるんだから、お腹に子どもができて生まれるのを待つようなものなんで、それを今さら言うても難しいところはありますが、よくよく9人の思いを、私が総括して言うこともありませんが、その思いはよくよく頭の中に置いておいて、好転換するような努力をしてほしいということを強く強く申し添えておきます。

これで1点目の質問はまず終わりますして、引き続き2点目の質問に入りますが、脱炭素化の推進についてという質問なんですけれども、再生可能エネルギーを地産地消する取り組みを精力的に推進をするお考えはありませんかということなんです。町長も先月ですか、先々月ですか、津

和野のフォレストエナジーに行って来られたとおっしゃっていたと思いますが、私たちが11月17日に委員会で発電所を視察させていただきました。

非常にいいことで、当然、1年や2年でできたものじゃないと、それとやはり久保さんというのもお父さんは七日市の出身なんです。それで若干知り合いなんですけども、一生懸命、昔からそういう分野に関心があったというような話をされておりましたが、そういった熱血職員といえますか、そういうのがおられたことも功を奏してといえばおかしいんですが、津和野町にぜひとも自主財源を高めようというようなことで、その研修、研究を重ねて、この8月に、見事に稼働開始ができたということは、私は素晴らしいことだなと思います。民間でも今、岩国も木材というのが藤生というところですか。あそこは結構お金をかけてやっていますが、なかなか木材が集まらないというような話も聞いたこともありますけども、それとは別にやはり、昨日か一昨日の新聞で、これちょっとスケールが大きい話なんですけど、木材ではありませんが、境港に発電所というのが5万5,000世帯で、これは莫大な、120億円ぐらい、それでよその国からインドネシアからマレーシアのパームヤシというのをを入れるんだそうですが、一時ヨシワ工業にも石炭やめたりなんかしてパームヤシというのをして売ったらどうだろうかというような話が中谷町長の頃にあったような気がいたしますが、昨今ほとんどの家庭もしかり事業所もしかりですが、すごく燃料が高騰しているんです。

そうした中で、やはり吉賀町も92%も山林を有しているようなこともありますし、今、森師を研修して、町有林のところではありますが林道を入れておるといようなことがあります。もともと柿木というところは、固有名まで出してはいけませんが、もともとの村長さんはすごい林道を路網整備をしておられて、すごい林道が入っています。

それとエネルギーのことで言えば、これ農業団体がやられていたんだということですが、水力発電、というようなことで柿木の方というのものはものすごい、持ち上げるわけではないんですが、いろんな将来性を見てというか、その辺をやってこられたんだな、その恩恵が今現在、子ども手当でなんか来ているというようなことで、吉賀町も今合併してあやかっているわけなんですけども。

今朝もありましたが、森林をそんなにようけ有しとるところと、あれですよ、森林環境譲与税なんていうのが何年か前にできまして、今林道とか進めておると思うんですけども、今後は森林振興、再生可能エネルギーの開発に、やはり津和野町も東京のスポンサー会社というのがおられたんだと思うんです、5億円くらい出した。そして町のほうが単独で会社を作られて2億8,000万円をだして、売電では1億1,000万円ぐらいという設備ではありますけれども、いずれにしましてもこうしてあるもの、水、空気はあれですが、山林というのものもあるわけですから、そういうものを利用して、そうすると山のリフレッシュもできますし、なにがしのお金

になる、山林持ち主の方もいらっしゃいますし、そういうところでまた発電所でも作れば、雇用の場もできます。

エネルギーの循環型、経済の循環型というのができるというのはすごくいいと思うんです。それで今、指定管理でやっているはとの湯なんかでも、結構灯油を今使っていると思うんですが、それで化石燃料がすごく上がって、月に40万円、とにかく年間500万円ぐらいいると。少々風呂に入りに来られたぐらいじゃ間に合わないということもあるかと思いますが、そうした中で津和野町のこのフォレストエナジーのほうからオファーがあったんか、うちがオファーしたんか知りませんが、商工会の経営診断士の方を招いて、はとの湯さんがシミュレーションしてもらったそうです。そしたら、多少の差違が500万円のうち200万がし出ると。そういう中で、それもやってみにゃ計画ですからあれですが、そうして余剰した、余った熱量については隣のデイサービスであったり、とびのこがありますよね。そういうところでも、地下を掘ってやるものじゃないから、上を這わせるパイプで供給できるものだから、工事費も安いんじゃないのというようなことで経営診断士の方にちょっとやってもらったという話があるんですけど、そういった場合にその辺のところも踏まえて、町長も津和野町に視察に行かれた。視察に行かれる前からでもいろんな情報を収集しておられたということで、なぜ吉賀町も先頭を切ってやらないのかと、当然10年のスパンがいいかどうかというのがありますが、もっと短期で回せるかもしれませんが、その辺のところ吉賀町自体が自力で稼げる町を作るんだという概念、そういうようなので町長は事業計画、私もほかのことを知りませんから分かりませんから、水力発電と今の木材発電のことを思うんですけど、いずれにしても両方一度にやったっていいと思うんです。資源を利用して、あるものを利用してやるわけですから。そういうのを10年もかけたら町長も任期が切れる、我々も切れる、そして随分年月かかりますから、そんなにかけなくても簡略に、スピーディーにできる方法とか人脈とか、その辺でできると思うんです。

要は、トップがやる気があるかないか、そこら辺にかかってくると思うんです。職員の方は優秀な方いらっしゃいます。別に津和野町ばかりじゃなくて吉賀町にもいらっしゃいますから。熱血してわしらこういうことやりたいんだというけど、町長がどうもいまに乗らないというような話も時々聞きますが、これ余談の話ですけれど、町長がやっぱり旗振り役は、トップ切ってやらないとなかなか下も付いてこない、下も自信もってできないということがああるんです。その辺で自主財源の確保。今こうやって水力発電で六千二、三百万円上がったのが、2,000万円も、子育て支援に回しておるわけですから。そういうことで水力発電のこと、木材発電のこと、いずれも町長、来年度からでもそういうのを手掛けて研究、やってみようという思いはないんですか、どうでしょうか。その辺をお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは2点目の脱炭素化の推進についてということで、御答弁を申し上げます。

まず再生可能エネルギーを地産地消する取り組みを精力的に推進する考えはという通告でございますので、これは端的に申し上げたいと思いますが、これは当然町のまちづくり計画であったり、第2期になりましたが総合戦略にあるわけでございますして、全員協議会でも何回も御説明しておりますように、そこへ目標を掲げ、さらにK P Iも掲載をさせていただいて、それに向かって取り組んでいるとこういうことでございますので、精力的に推進するまず考えがある、思いがあるということはお伝えをさせていただきたいと思います。

それから津和野町のバイオマスガス化発電のことでございます。津和野町で取り組みを行っております木質バイオマスガス化発電につきましては、9月下旬21日でございますが、担当しております産業課の課長と私とで現地に赴いて、先ほどお名前もありましたが責任者の方からる説明を受けたところでございました。非常にいい勉強させていただいたというふうに感謝申し上げます。

エネルギー自給と森林資源の有効活用、それから森林林業従事者の事業確保など様々な面で有益な効果を発揮し、持続可能な経済活動と併せ環境保全の面からも大変有効な取り組みであるというふうに認識をしておるところでございます。

ただ、燃料となります木材の調達におきましては価格高騰により木材チップの買取価格が上昇しておりますして、安定供給ができるのか、過度な施設設置による木質資源の乱伐になる恐れはないのか、こうしたことなどについて検討する必要はやっぱりあるなと思っております。当面は津和野町の稼働状況を見ながら議員御指摘のとおり資源調達と安定性の検証を行うなど、吉賀町での実施の可能性を検討していきたいというふうに考えております。

あの規模感の同じものを吉賀町で作ればというお話も分かりません。現地でいろいろ説明を受けたやり取りをする中でも、あれと同じものが吉賀町にある、これはどうだろうかというクエスチョンマークのような御返事が返ってきました。今、我々がああして立派な発電所ができ、施設があるわけでございますので、そうしたところと連携がもしできる可能性であるとすれば、そこへ木を調達をする卸先として、そこへ持って行く。立派なヤードができておりますから。これも津和野町さんが2億9,900万円を投じて整備をしたヤードでございますが、なかなかその調達が難しいというなお話もお伺いをしました。

ですから、かつて吉賀町でも木の駅プロジェクトという事業を行ってございましたが、いろいろな理由の中で今、それは中止をさせていただきました。せっきくそうした素地があるわけでございますし、また近くではああした施設もあるわけでございますから、この吉賀町に賦存する、以前も通告がございました賦存する資源、木材資源がたくさんあるわけでございますから、それを

いかに価値あるものに変えていくかということになれば、かつてやっておったようなその木の駅プロジェクトのような形で、木を調達する時にその木を出していただく方に幾らかのやっぱりプレミアムをつける。それでそうしたところに木を持っていけば、当然今度は吉賀町もそうですし、津和野町も含めてこの鹿足の中でその循環が出てくるわけですので、そうした方法でまず連携をとる可能性というのはやっぱり考えていく必要があるかなというようなことを先般、視察もさせていただいて感じ取ったところでございます。なかなか同じものを吉賀町でも作るということにはちょっと難しい部分があるかなというふうに考えております。

それから、その他のいわゆるエネルギーの話で水のお話、水力発電のお話がありました。これも以前、一般質問の答弁のところで申し上げましたが、かつてその可能性がある箇所として吉賀町でも、結果的に2つ残りましたが、塔ノ峠のトンネルのところから、いわゆる真田のほうへ落としてというところと、もう一つは柿木の古江堂川のところでございますが、結果的にやはりコストなんかを計算すると非常に採算が合わない、収支が合わないということで断念をして、それからはその事業については前向きに、事業といいますか事務を進めていないわけですが、加えて今こうした経済状況でございますとは言いながらも、将来的には単価、やはりその施設を作る単価と今度は売電の単価のところバランスを見ながら、またそうしたチャンスがあるのであれば、またしかるべき機関のところへそうした調査もしていただきながら、可能性については考えていきたいというふうに思っています。

ですから、水力発電の適地はあります、適したところは。ただ、いわゆるの収支のバランスの部分で、コストのところでございますので、そうしたところがやっぱり条件として見合うのであれば、やはり挑戦していく、価値のあるものだろうと思います。まさに今SDGsとか言われて、化石燃料から少し距離を置いて、そうした自然エネルギーに向けてシフトしていくというのは国の施策でもございますので、状況を見ながら的確な対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 水力発電にしても、やはり投資と収支のバランスということは、当然何の事業でもそうだと思うんですけども、これは私の一つの聞いた話で申しわけないんですが、梶谷に大きいダムがある。あの水を利用して水力発電すればいいのにねというような、住民の方が話しておられたけれども、それも一つの案かなと、案というか適地かなというのはありまして、私も思うわけなんですけども。当然吉賀町の町の総合計画の中には今の再生可能エネルギーとかそういうものを、今後はやらなきゃというような予定は出ておりますけども、いずれにしても計画を立てる、実行に移すということになる、長い年月と言えおかしんですが、スパンがありますから、いずれにしても机上の空論で終わらないで、やはりいろんなことで調査研

究というのはあれですが、そういうことをしながら、やはり町の自主財源を増加させ、ふるさと納税もしかり、こういうのを自分のところで発電したりなんかして収入を得るのもしかり、そういうところをやはり今何の企業でも、本当はあと5年くらいしたら、言われるんですよ、みんな高齢者になる、この町でも、吉賀町の。

そしたら店も本当、閉店せにゃやれんというような、もう後継者が、後継者がいないということはないんです。子孫がおるということは後継者になるんですが、その事業、商店を継ぐ価値がないというところで後継者がいないということですから、魅力があってそういう町であれば、どこの子孫の、お孫さんでもみんな帰ってきて、吉賀町でも生活ができるじゃないかと、1時間かけたら広島の大都市行けるじゃないかというような地の利のところではありますので、その辺でやはり稼げる町、ここへ来たら税金ばかりとられるんじゃないしに、入ってくるよというようなことを考えていくべきだと思いますし、再生可能エネルギーということで地産地消する取り組みを早急にとということで、国のほうもエネルギー危機のピンチをチャンスに変え、地域の中でお金が回る仕組みを作りなさいと。2030年までの脱炭素化にチャレンジする自治体を脱炭素先行地域に選定する、または実現する、これ支援があると思うんですけども、今、島根県で邑南町が選ばれております。そういうところもありますので、いろんな周りのことを見渡して、この町に本当にふさわしい、環境にいい、時代に即しているというようなことをぜひ、今年度、来春の予算の目先のことばかりではなくて、将来的にこうだということを、やはり町長もやっていかなきゃいけないと思います。

そういうところで、私の質問は終わりますが、町長そこら辺でいつからこうですということは言えないかもしれませんが、せめて任期中にはその辺が成就できるような計画性を持ってやるというような、お考えを述べてくださいませ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 現実に対応しなければならないこともありますし、ここでやはり本当、先を見据えて将来的なことを考えなければならないということが当然あります。目先のことばかりというお話が、目先のことがたくさんありますので、解決をしなければならないことがたくさんありますので、まずそれを成就しなければならないということでございます。それをしながら、やはり先を見てということは当然だと思います。

環境といいますか、そういった自然エネルギー、再生可能エネルギーのところでは、また新しい切り口でという、これを任期中にとということでございますが、それはちょっと今約束することはできませんが、まさにやはり機を捉えるということは必要だと思います。やるべき時期があるということでございますから。その時、そのチャンスを、時期を失することがないように、この施策についてもしっかりと、先を見据えて頑張っていきたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 小さい期待をかけまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） それでは、6番目の通告者、5番、河村由美子議員の質問が終わりました。

_____ . _____ . _____

○議長（安永 友行君） 本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございます。

午後2時54分散会
